

# 当別町障がい福祉基本計画

障がい者基本計画(第3次・平成24年度～29年度)

障がい福祉計画(第3期・平成24年度～26年度)



平成24年3月

当 別 町



## は じ め に

当別町では、障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」と、障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を一体的に組み込んだ「当別町障がい福祉基本計画」を平成19年3月に策定し、「障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支え」、「みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし」、「地域の支援力を高める」という3つの柱を計画の理念として、その実現に向けて、様々な分野にわたり障がい者に関する施策を推進してまいりました。

このたび、この基本理念を継承し、障がいのある人もない人も共に分かり合い、支え合いながら暮らせる共生のまちを目指し、また障がいのある人が地域で自立した生活ができるように、関係団体とのヒヤリングをはじめ、障がい者本人に対するアンケートなどによるご意見をもとに、生活環境やニーズ等に応じた総合的・計画的な福祉サービスを推進していくため、あらたな「当別町障がい福祉基本計画」を策定いたしました。

今後は、障がい福祉にかかる各種のシステムづくりや施策の充実を積極的に推進し、関係機関・諸団体と連携を図りつつ、本計画の実現に向け努力してまいりますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました当別町障がい福祉基本計画作成委員会の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒヤリングにご協力、ご出席をいただいた町民の皆様及び関係団体の方々、ご意見、ご提言をいただきました当別町障がい者地域自立支援協議会の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

当別町長 泉亭俊彦



# 目 次

## 第1編 総論

計画策定にあたって	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ・名称	4
1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係	4
2) 計画の名称と期間	5
3) 策定の視点	6
4) 計画策定の体制	7
障がい者を取り巻く現状と課題	8
1 障がいをもつ方の現状	8
1) 町の人口動向	8
2) 障がいをもつ方の動向	9
2 アンケート調査等からの障がい福祉ニーズ	16
1) アンケート調査からみた障がいをもつ方の現状やニーズ	16
2) 関係者団体・事業所・自立支援協議会等からの課題や提案	24
3 障がい福祉サービスの現状と目標量の達成度	27
1) 指定障がい福祉サービスの目標量と達成度	27
2) 地域生活支援事業の目標量と達成度	28
4 次期計画策定のための課題	31

## 第2編 基本的な考え方と施策展開 【障がい者基本計画】

基本理念と方針	35
1 基本理念	35
2 基本方針	36
3 施策の体系	37
施策の展開	38
1 地域で支えます	38
2 障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます	40
3 働くことを支えます	41
4 発達を支えます	42
5 障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりを目指します	43
計画の推進に向けて	44

### 第3編 計画の目標値・サービスの見込量 【障がい福祉計画】

平成26年度の目標	47
サービス提供に対する基本的な考え方	48
1 サービスの体系	48
2 サービスの内容	50
サービスの見込み量と確保の方策	54
1 指定障がい福祉サービス	54
1) 指定障がい福祉サービスの必要量の見込み	54
2) 指定障がい福祉サービスの必要量確保の方策	55
2 地域生活支援事業	56
1) 地域生活支援事業の必要量の見込み	56
2) 地域生活支援事業の必要量確保の方策	58

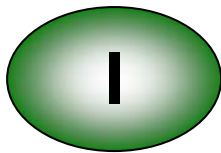
### 資料編

当別町障がい福祉基本計画策定の経過	63
当別町障がい福祉基本計画作成委員会設置要綱	64
当別町障がい福祉基本計画作成委員会委員名簿	65

# 第1編 総論







# 計画策定にあたって

## 1 策定の趣旨

当別町では、平成 18 年度に障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合かつ計画的に推進することを目的とした障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」をセットにした「当別町障がい福祉基本計画」を策定しました。

また、障害福祉サービスの目標値やサービス見込量を定めた「障がい福祉計画」は 3 年毎に見直すこととなっているため、平成 20 年度に「当別町第 2 期障がい福祉計画」を策定しました。

本計画は、この 2 つの計画が平成 23 年度に満了となることから、平成 24 年度からの計画として策定するものです。

ただし、国は平成 25 年 4 月に障害者自立支援法に代わる新法の制定を目指しているため、計画期間中に計画を見直すことになる可能性があることを含んでいます。

### 障がい者施策に関する各種制度等の変遷

発達障害者支援法施行（平成 17 年 4 月）

改正障害者雇用促進法施行（平成 18 年 4 月）

障害者自立支援法施行（平成 18 年 4 月）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行（平成 18 年 12 月）

改正障害者基本法施行（平成 19 年 4 月）

障害者自立支援法の改正（平成 22 年 12 月一部改正、平成 23 年 10 月 1 日及び平成 24 年 4 月 1 日施行）

障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）

障害者虐待防止法成立（平成 24 年 10 月施行）

## 2

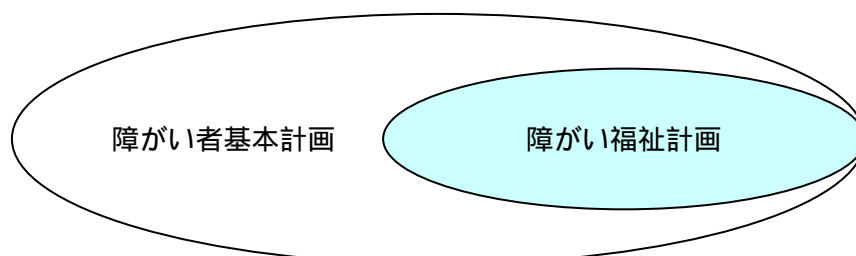
## 計画の性格・位置づけ・名称

## 1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係

障がい者基本計画と障がい福祉計画の法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、障がい者施策を推進していくという方向性は同じになります。

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者自立支援法
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項	障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・道の計画との関係	国の障害者計画及び道の障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、各市町村障害福祉計画を積み上げていく形で道の障害福祉計画を策定
計画期間	中長期・当別町は6か年	3か年

## 2つの計画の領域概念



## 2) 計画の名称と期間

当別町では、これまで「障がい者基本計画（第2次）」と「障がい福祉計画（第2期）」について、以下のように取り組んできました。

計画の名称と期間

	平成(年度)											
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
障がい者基本計画	第2次計画						第3次計画					
障がい福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画			
名称	当別町障がい福祉基本計画						当別町障がい福祉基本計画					

本計画では、「障がい者基本計画」は、第3次計画として平成24年度から平成29年度までの6年間の計画期間とし、「障がい福祉計画」は、第3期計画として平成24年度から平成26年度までの3年間の計画期間とします。

### 3) 策定の視点

---

本計画の策定にあたっての基本的な視点は次のものです。

(1) 国・道の計画を踏まえた計画の改訂

障害者自立支援法及び北海道障害者基本計画（平成15年度～平成24年度）を踏まえて、当別町の障がい者福祉施策を計画的に推進するための計画として策定します。

(2) 社会経済環境の変化に対応した計画の改訂

障がいをもつ方が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障がい者のニーズや地域資源の現状も踏まえながら、障がい者を取り巻く社会経済環境の変化に対応した計画として策定します。

(3) 障がい者のニーズを踏まえた計画の改訂

アンケート調査や関係団体・事業所等へのヒアリング調査から障がい者のニーズを調査・分析し、これらを反映させた計画として策定します。

(4) 現在の計画に対する評価を反映させた改訂

現在の計画内容の実施状況を把握するとともに、国の基本方針に則した障がい福祉サービスの目標値やサービス見込み量の進捗状況等の分析・評価をし、その内容を反映させた計画として改訂します。

(5) 実効性のある改訂内容

計画の達成状況の把握とその評価を通じて適正に進行管理ができるよう、具体的な目標を設定した計画として改訂します。

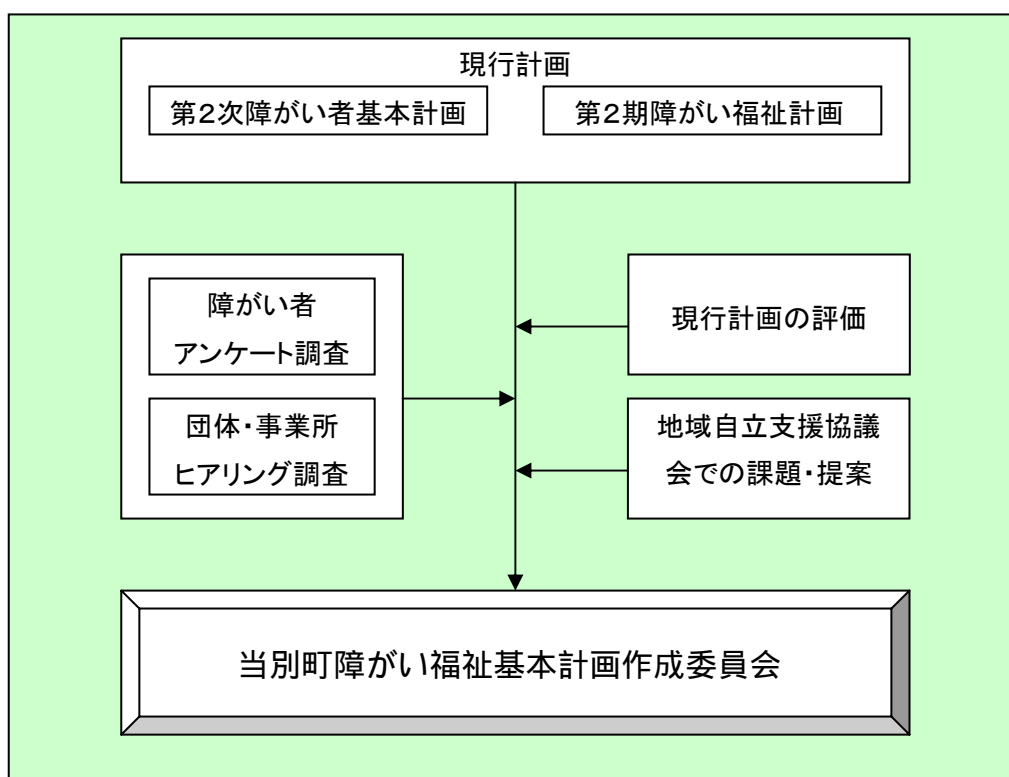
## 4) 計画策定の体制

計画策定にあたっては、当事者や関係団体からのニーズや提案把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

また、当別町障がい者地域自立支援協議会と連携し、当別町障がい者地域自立支援協議会の検討結果を十分に反映させる体制をとりました。

その上で、「当別町障がい福祉基本計画作成委員会」において検討を重ねるとともに、計画素案をパブリックコメントにかけ、広く町民からの意見についても反映させました。

検討の流れと計画の策定体制



## II

# 障がい者を取り巻く現状と課題

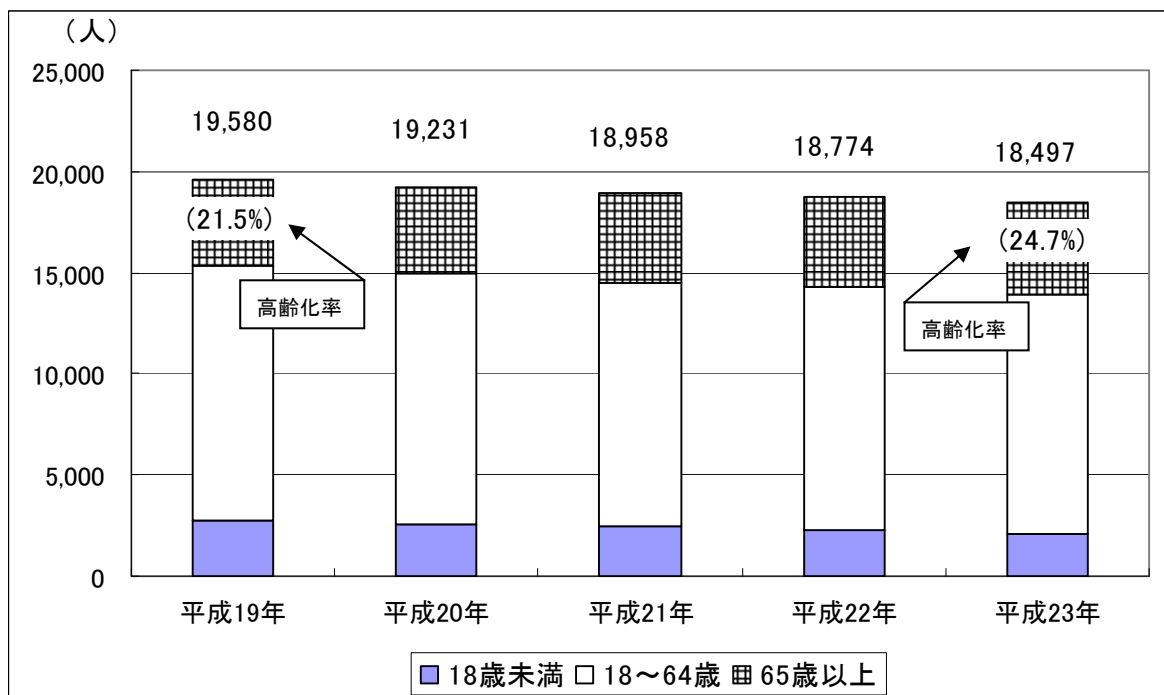
## 1 障がいをもつ方の現状

### 1) 町の人口動向

当別町の人口は、平成23年（4月1日現在）では18,497人となっており、近年ゆるやかな減少傾向が続いています。

その中で、65歳以上の高齢者は実数も増え、高齢化率でみると平成19年の21.5%に対し、平成23年では24.7%と3ポイント以上高くなっています。

■ 当別町の人口の推移



(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	2,743	2,573	2,417	2,278	2,102
18～64歳	12,620	12,348	12,113	11,982	11,822
65歳以上	4,217	4,310	4,428	4,514	4,573
合計	19,580	19,231	18,958	18,774	18,497

## 2) 障がいをもつ方の動向

### (1) 3障がい者の状況

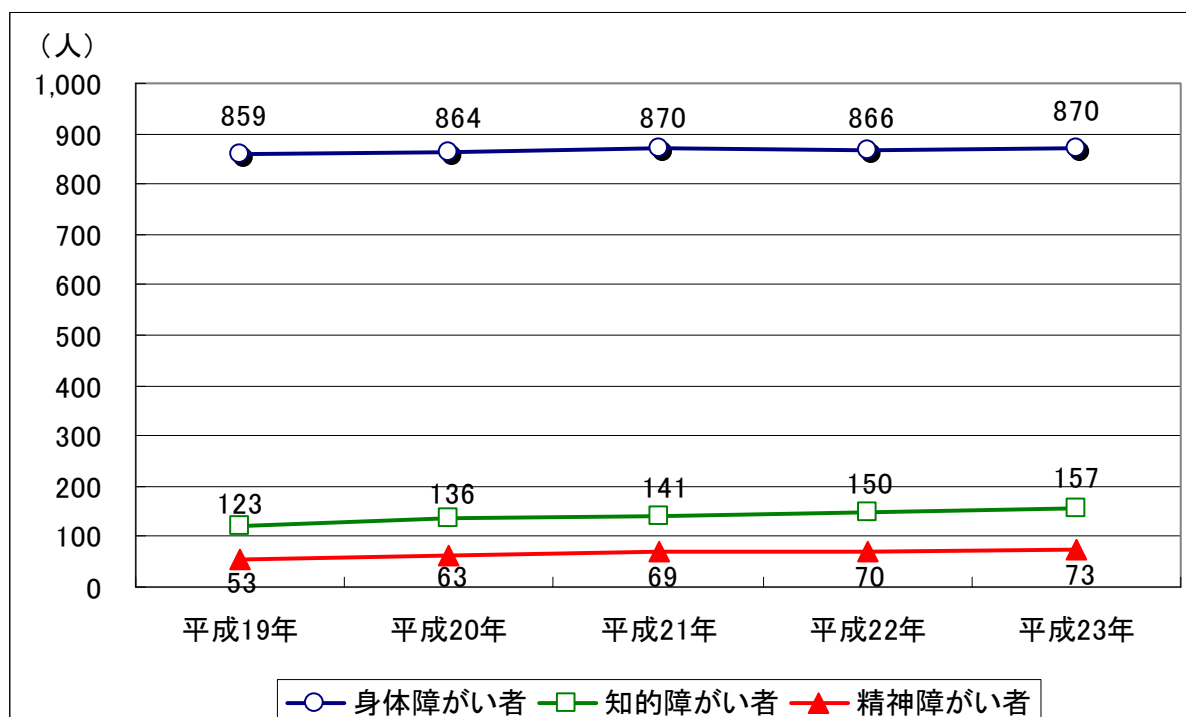
3障がい（身体・知的・精神）者の総数は、平成23年（4月1日現在）で1,100人となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者が最も多く平成23年で870人、全体の79.1%を占めています。

知的障がい者は、平成23年で157人、全体の14.3%を占めています。

精神障がい者は、平成23年で73人、全体の6.6%を占めています。

■ 障がい者数の動向



(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障がい者	859	864	870	866	870
知的障がい者	123	136	141	150	157
精神障がい者	53	63	69	70	73
合計	1,035	1,063	1,080	1,086	1,100

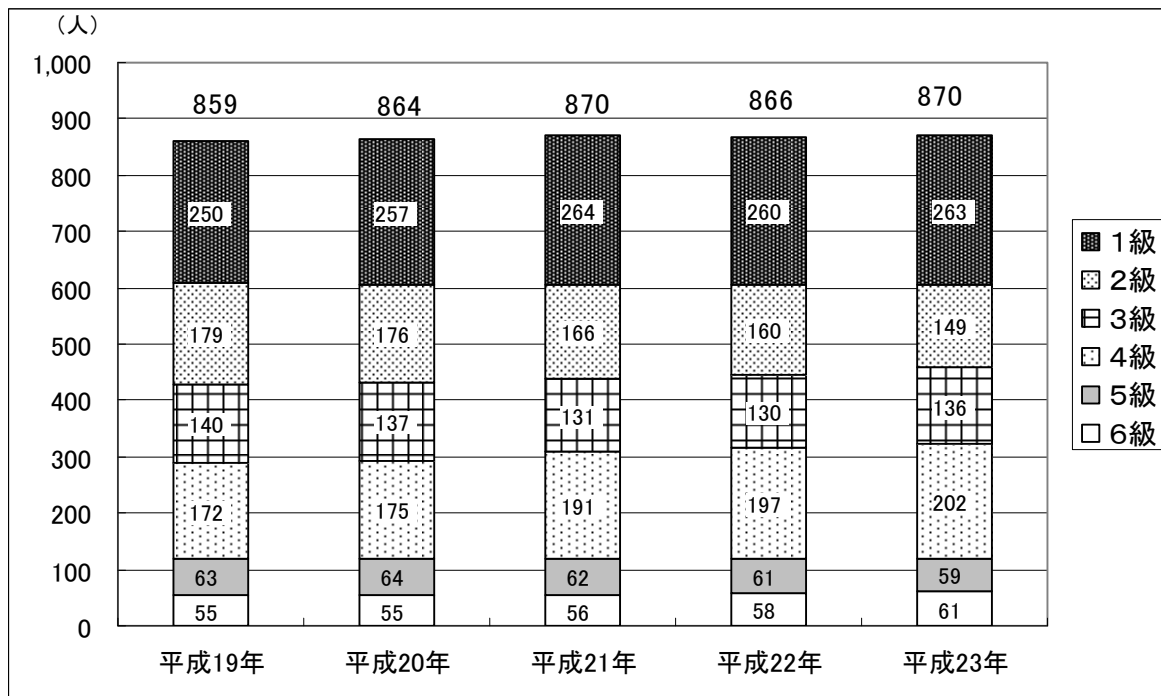
## (2) 身体障がい者の状況

平成23年4月1日現在、身体障がい者手帳所持者は870人となっています。

手帳の等級分布をみると、重度障がい者（1級、2級）が47.3%と半数近くを占めています。

年齢別では65歳以上の高齢者が大半を占めており、人数で631人、割合では72.5%となります。種類別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が63.2%と最も多くなっています。

身体障がい者の等級別状況



等級別の比率

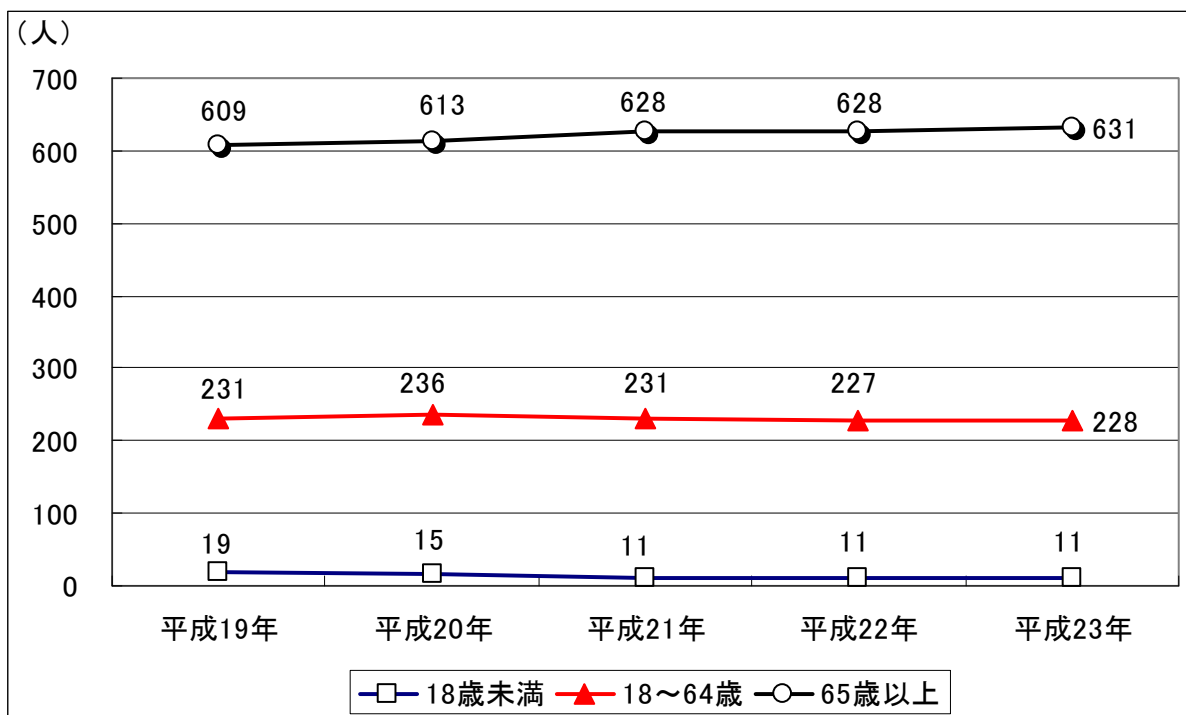
(単位：%)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	29.1	29.7	30.3	30.0	30.2
2級	20.8	20.4	19.1	18.5	17.1
3級	16.3	15.9	15.1	15.0	15.6
4級	20.0	20.3	22.0	22.7	23.2
5級	7.3	7.4	7.1	7.0	6.8
6級	6.4	6.4	6.4	6.7	7.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 構成比については、四捨五入しているため合計値が100.0%にならない場合がある

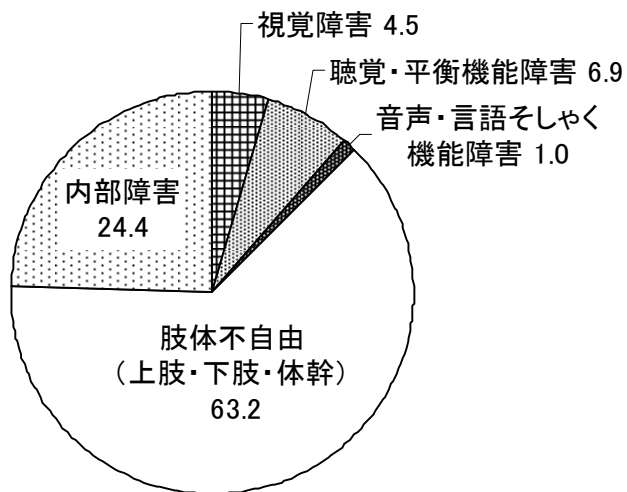


身体障がい者の年齢階層別推移



種類別身体障がい者手帳所持者の比率 (平成23年)

(単位:%)



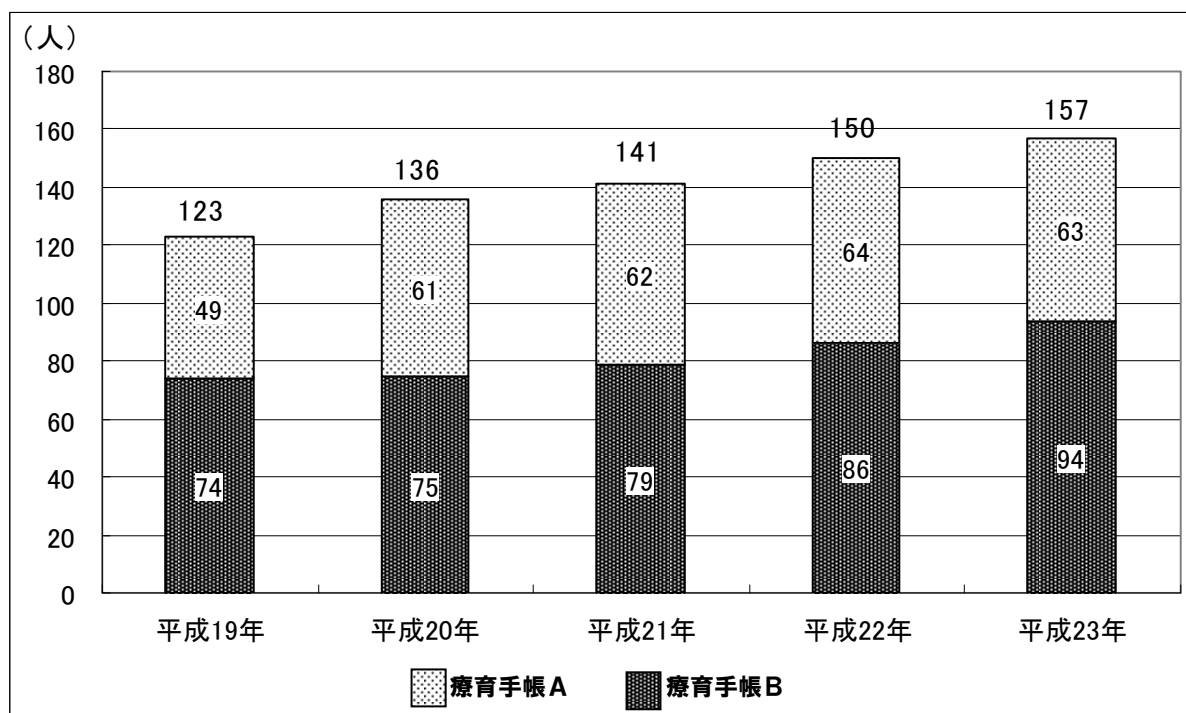
### (3) 知的障がい者の状況

平成23年(4月1日現在)での療育手帳所持者は157人となっています。

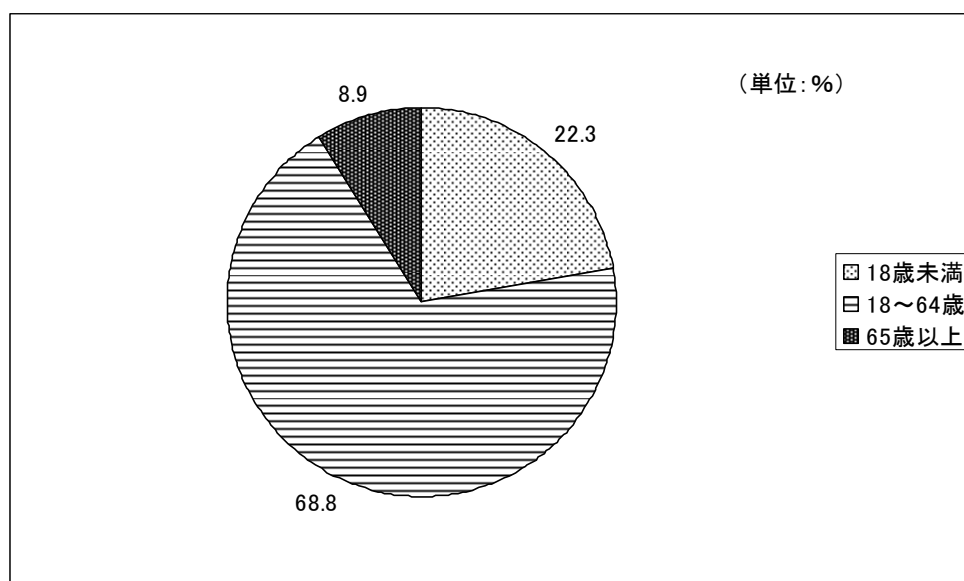
等級別では、療育手帳A(重度)が40.1%、療育手帳B(軽度)59.9%となっています。

年齢の内訳では18歳~64歳が最も多く、68.8%を占めています。

療育手帳所持者の等級別推移



療育手帳所持者の年齢別構成(平成23年)



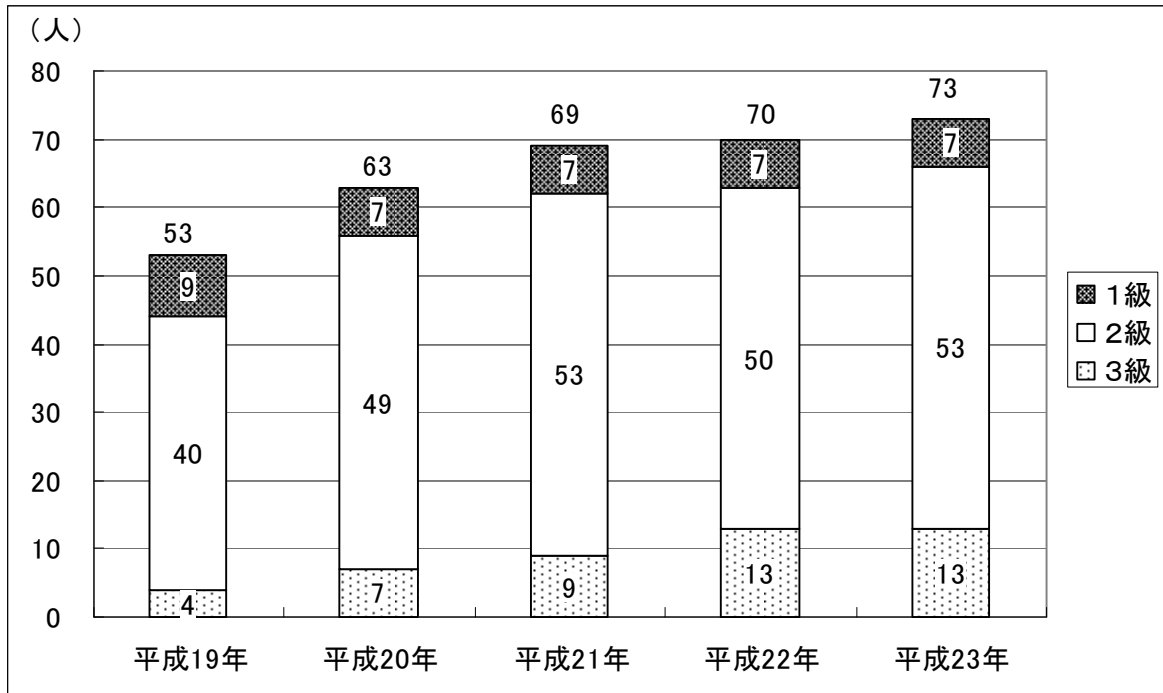
#### (4) 精神障がい者の状況

平成23年(4月1日現在)での精神障がい者保健福祉手帳所持者は73人となっており、手帳の等級分布では2級が72.6%を占めています。

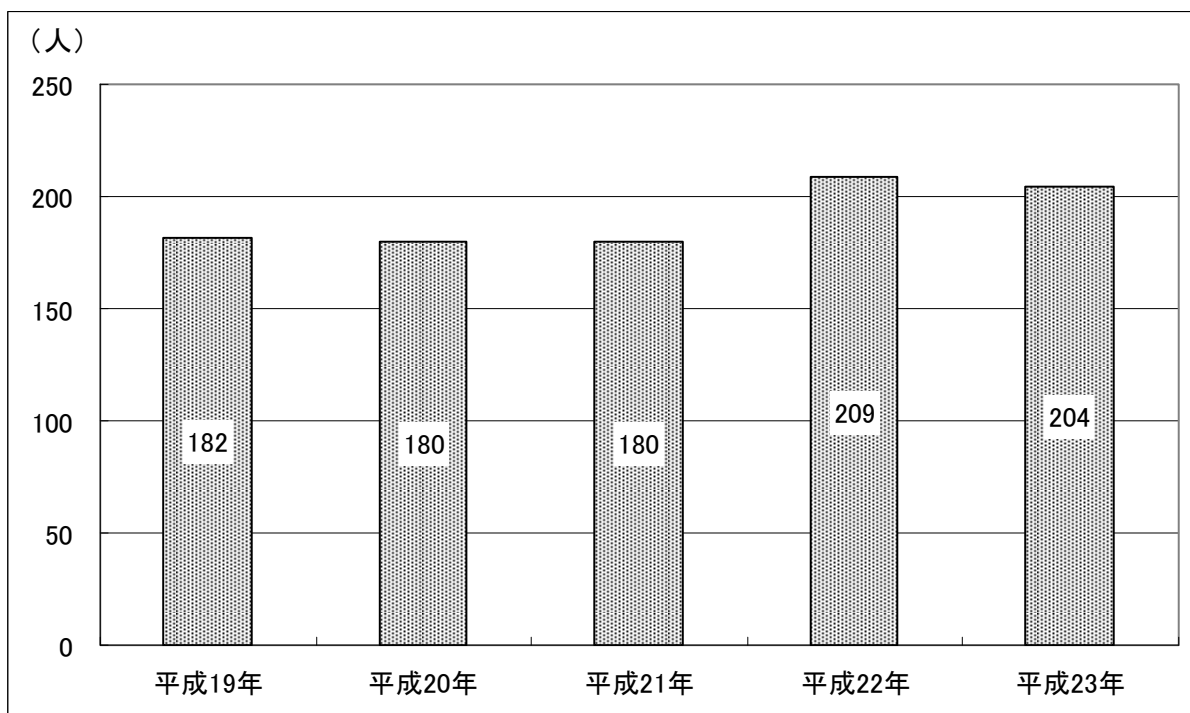
障がい者自立支援医療(精神通院)受給者数は近年横ばい気味で204人となっています。

疾病分類をみると、「気分障害」(うつ病、躁うつ病等)(46.1%)と「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」(36.3%)が特に多くなっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者の等級別推移



障がい者自立支援医療(精神通院)受給者の推移



## 障がい者自立支援医療（精神通院）受給者の疾病別分類

（単位：人）

疾病名	平成19年	平成23年	
		人数	割合
01 症状性を含む器質性精神障害	2	1	0.5%
02 精神作用物質使用による精神及び行動の傷害	2	2	1.0%
03 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	70	74	36.3%
04 気分障害(うつ病、躁うつ病等)	65	94	46.1%
05 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	22	17	8.3%
06 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	1	0.5%
07 成人の人格及び行動の傷害	0	0	0.0%
08 精神遅滞	0	0	0.0%
09 心理的発達の障害	1	3	1.5%
10 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	1	1	0.5%
11 てんかん	7	11	5.4%
12 その他の精神障害	0	0	0.0%
13 分類不明	12	0	0.0%
計	182	204	100.0%

注1) 各年4月1日現在

注2) 構成比については、四捨五入しているため合計値が100.0%にならない場合がある

## ( 5 ) 障がい者程度区分

平成 23 年( 4 月 1 日現在 )での障がい程度区分認定者は 119 人で、「区分 2」が 26.9%と最も多く、「区分 3」( 18.5% )がこれに続いています。

障がい種別認定者をみると、知的障がい者が 77 人と最も多く、身体障がい者が 32 人、精神障がい者は 10 人となっています。

障がい程度区分の状況 ( 平成 23 年 )

( 単位 : 上段・人、下段・% )

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい者	0	9	14	1	1	2	5	32
	0.0	28.1	43.8	3.1	3.1	6.3	15.6	100.0
知的障がい者	0	4	14	18	15	16	10	77
	0.0	5.2	18.2	23.4	19.5	20.8	13.0	100.0
精神障がい者	0	3	4	3	0	0	0	10
	0.0	30.0	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	0	16	32	22	16	18	15	119
	0.0	13.4	26.9	18.5	13.4	15.1	12.6	100.0

注) 構成比については、四捨五入しているため合計値が 100.0%にならない場合がある

## 2

# アンケート調査等からの障がい福祉ニーズ

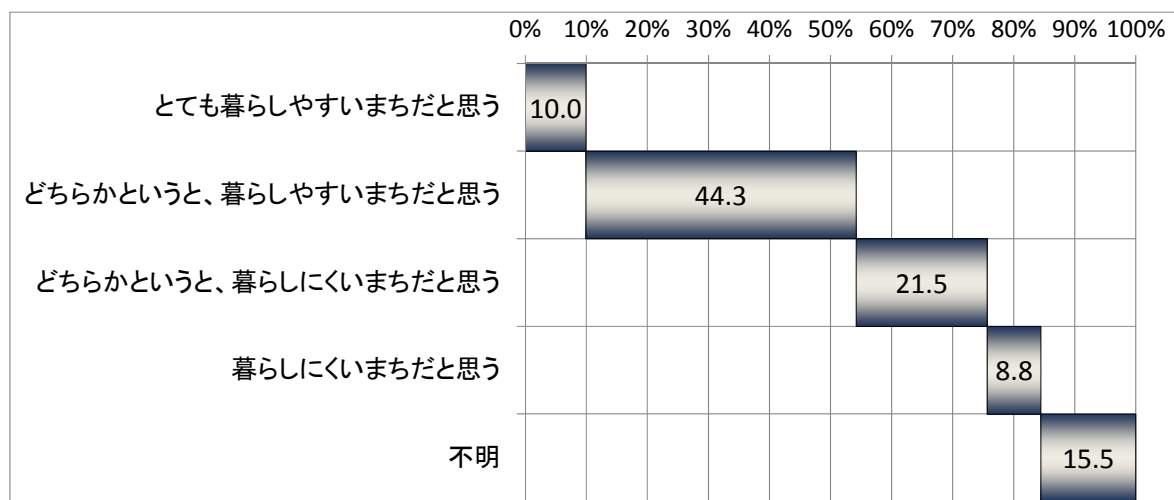
## 1) アンケート調査からみた障がいをもつ方の現状やニーズ

アンケート調査結果の詳細は、「当別町障がい者アンケート調査報告書」に掲載されていますが、ここでは、主たる内容について提示します。

調査対象	障がい手帳所持者（身体・知的・精神）
調査時期	平成 23 年 5 月～6 月
配布数	1,057 票
回収数	522 票
回収率	49.4%

### ① 当別町の住みやすさについて

「とても暮らしやすいまちだと思う」が 10.0%、「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」が 44.3%で、併せて 54.3%が“暮らしやすい”という評価をしていますが、一方、“暮らしにくい”という評価も 3 割程度はみられます。



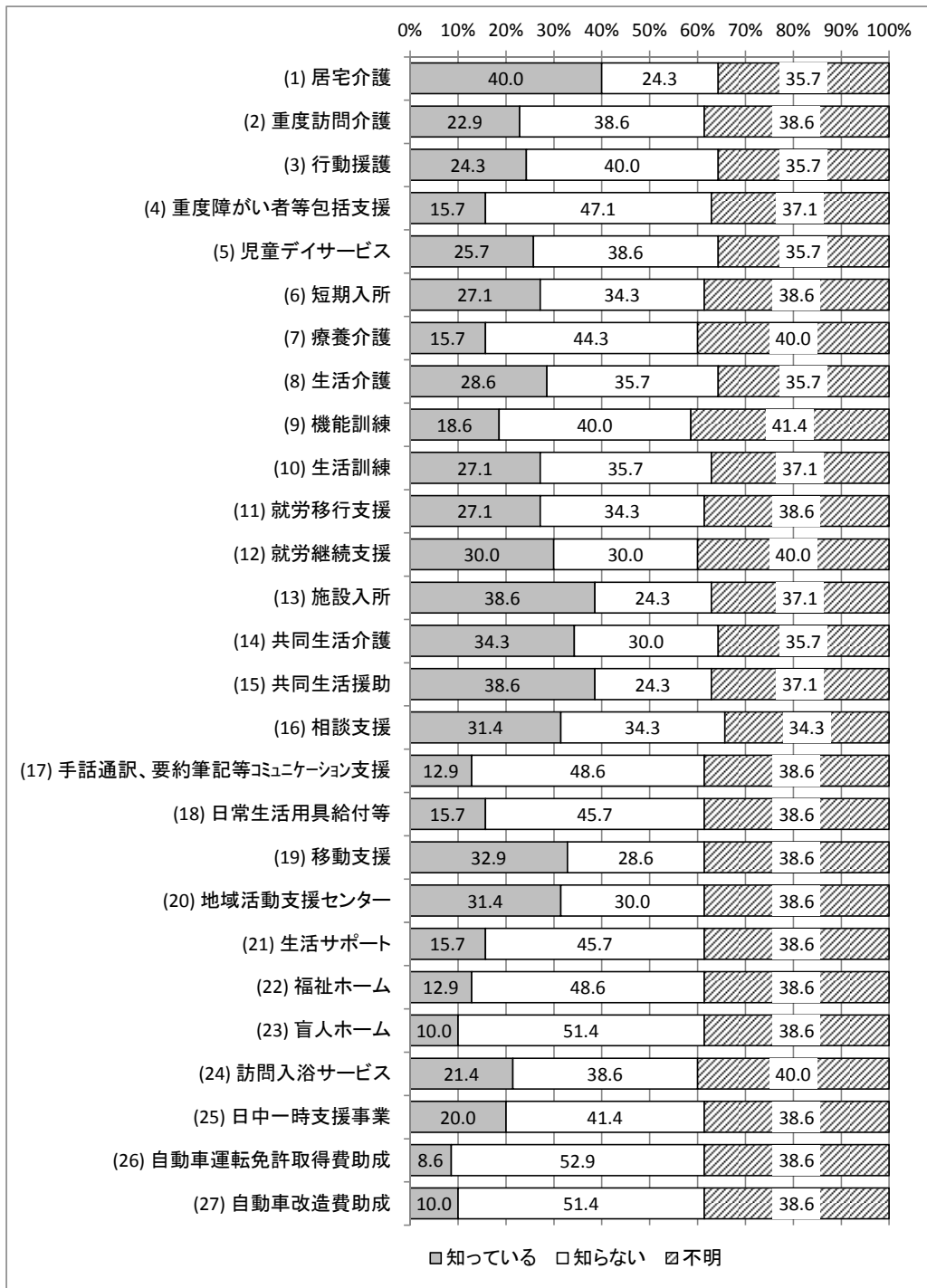
② 福祉サービスの認知度・利用状況・利用意向

福祉サービスの認知度では、“知っている”割合が最も高いのが「居宅介護」ですが40.0%であり、その他のサービスの認知度はこれより低く、全体的に認知度があまり高くありません。

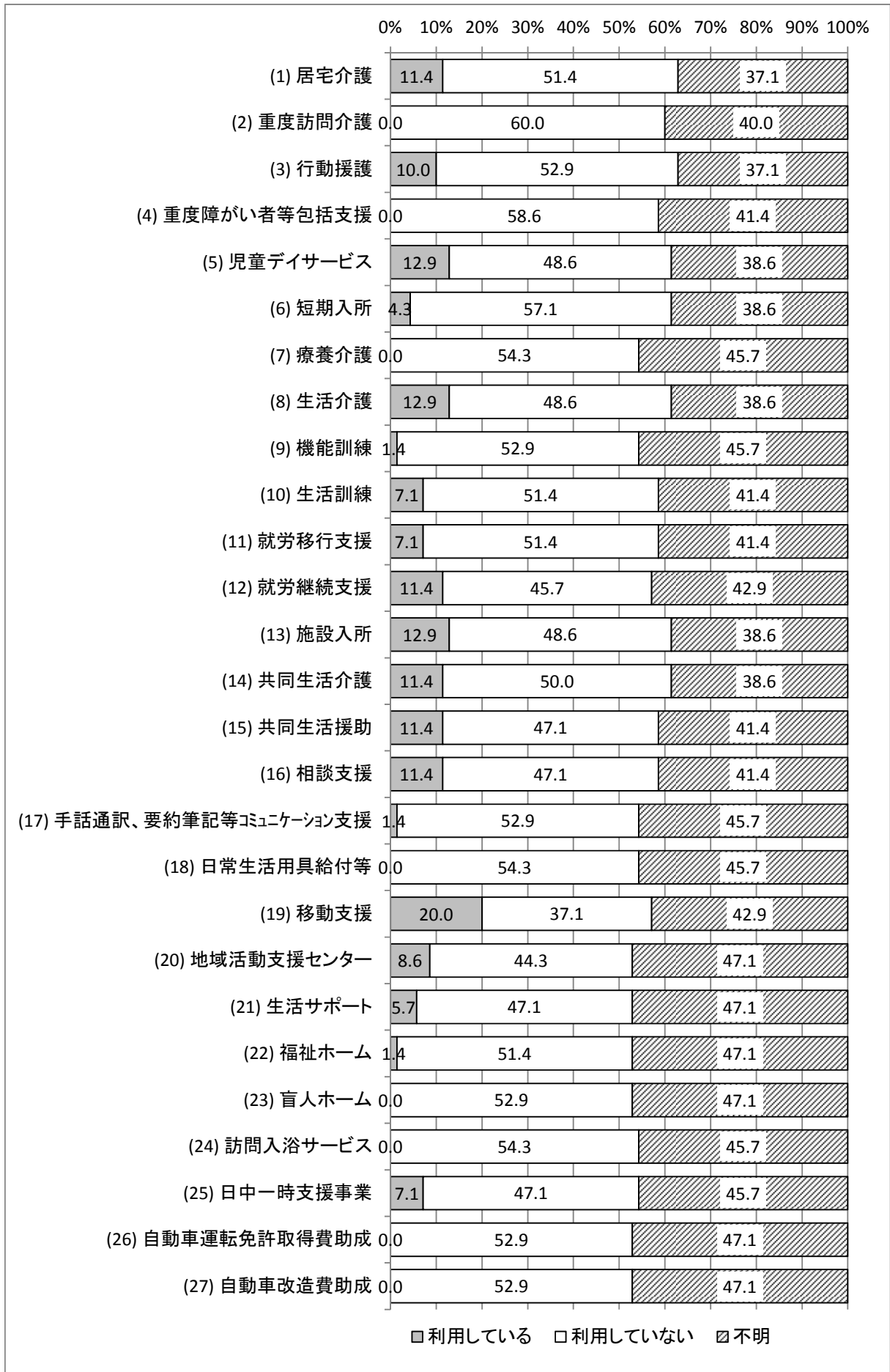
利用度については、「移動支援」が最も多いですが20.0%であり、全体的に利用度も高くありません。

今後の利用意向では「就労継続支援」(25.7%)、「相談支援」(24.3%)、「移動支援」(22.9%)が上位3つとなっています。

認知度

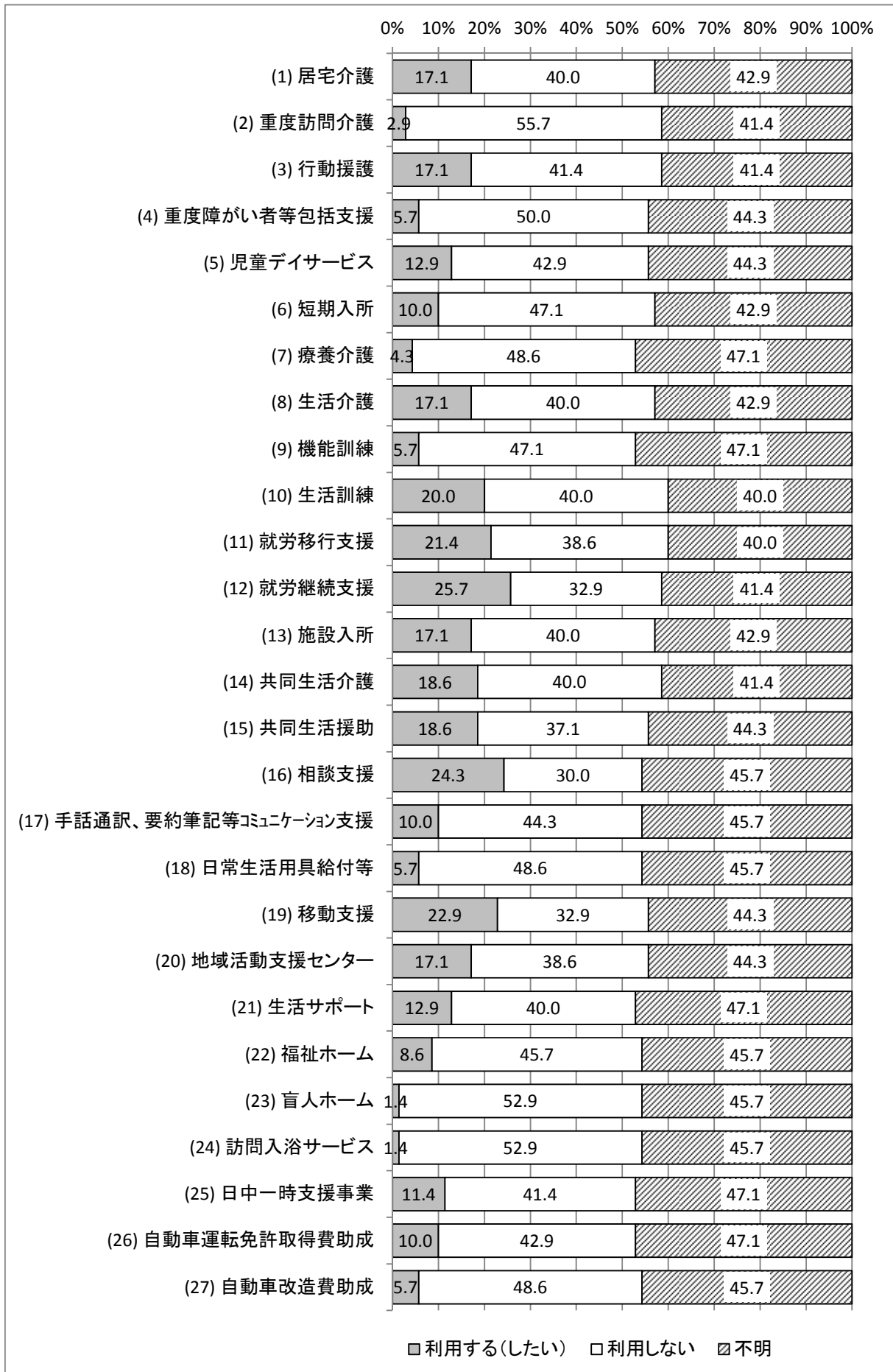


## 利用状況



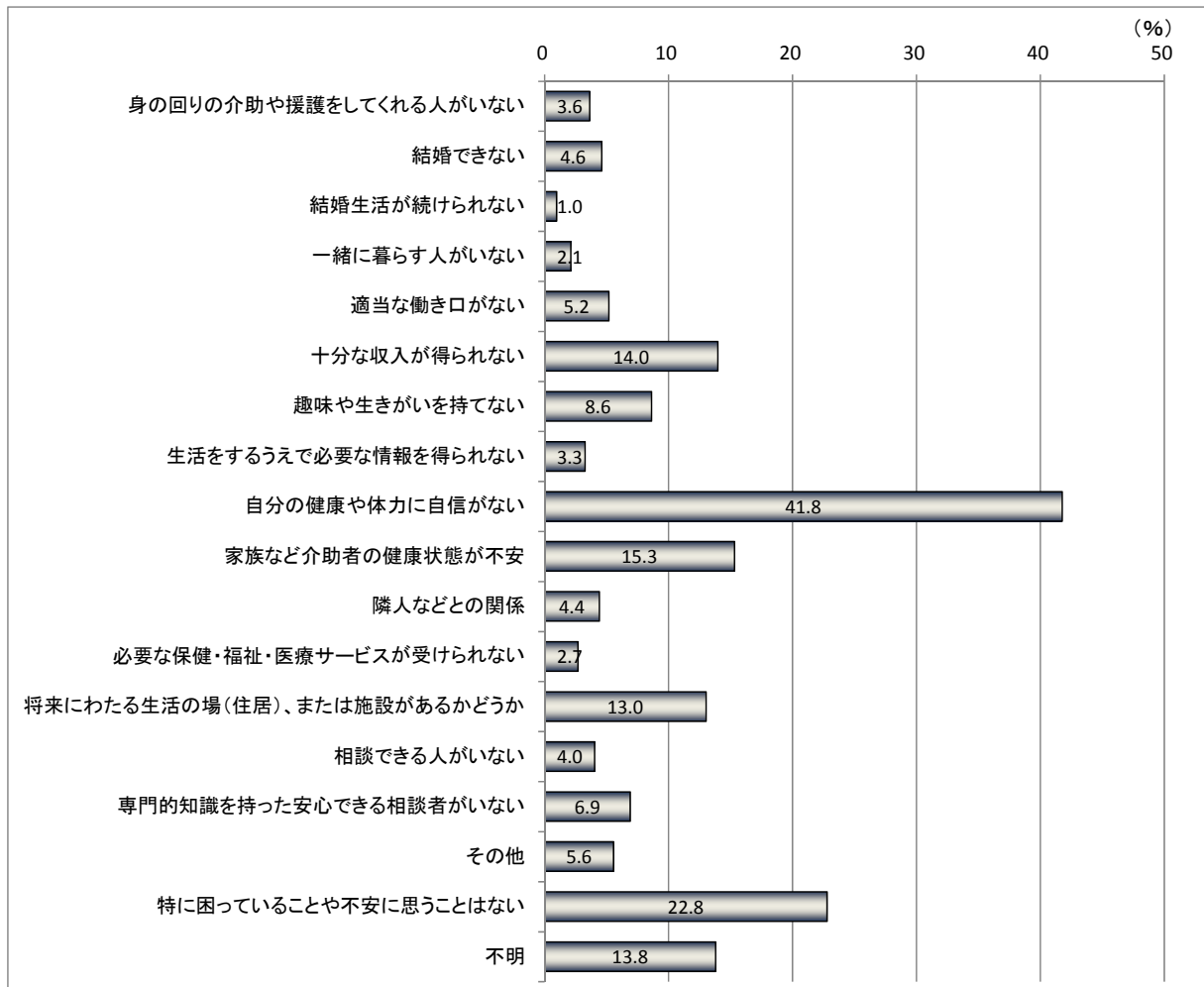


### 今後の利用意向



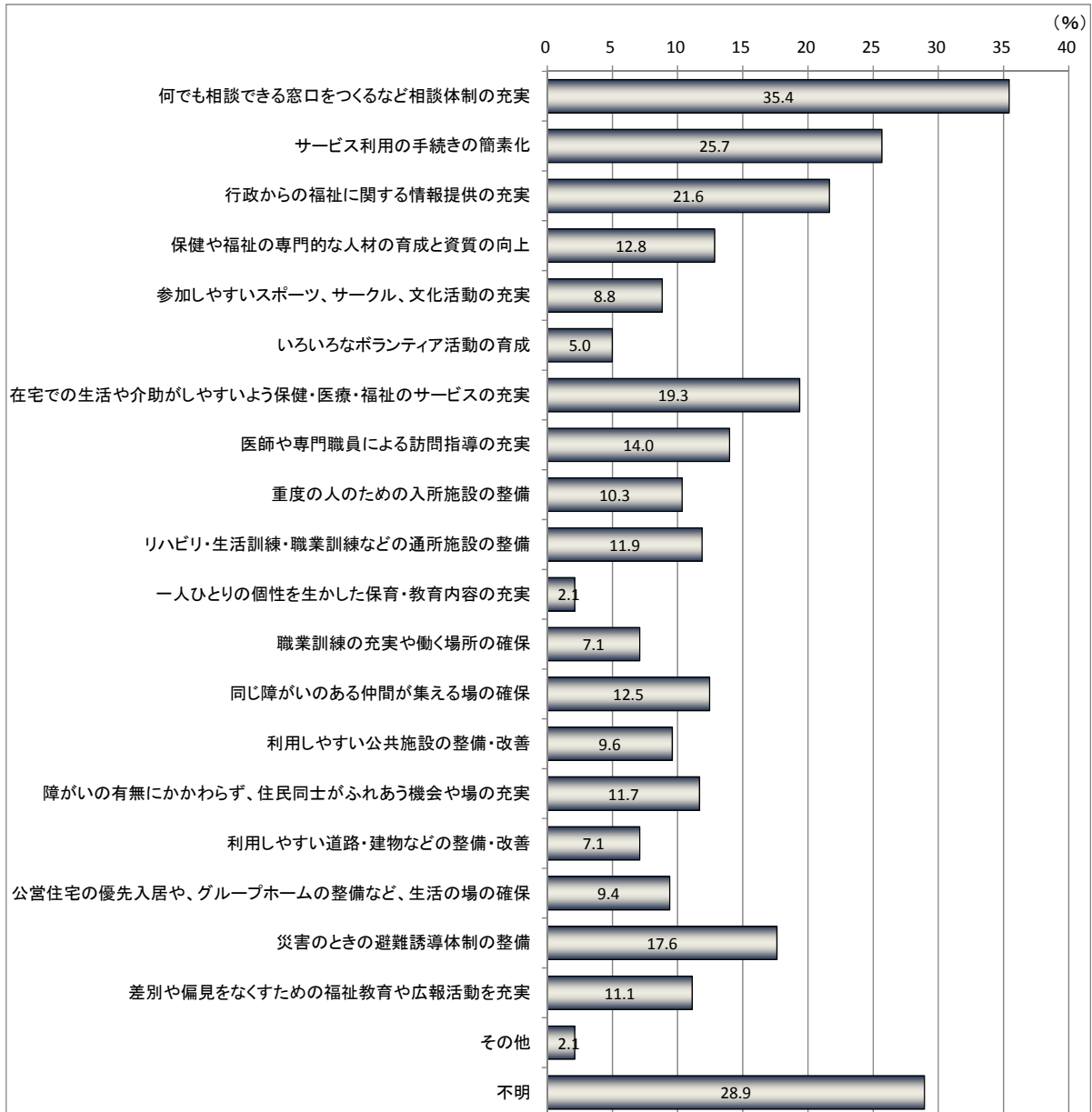
### ③ 現在の生活で困っていること

困っていることとみると「自分の健康や体力に自信がない」が41.8%と最も多く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」(15.3%)、「十分な収入が得られない」(14.0%)、「将来にわたる生活の場(住居)、または施設があるかどうか」(13.0%)といったものが挙げられています。また、「特に困っていることや不安に思うことはない」が22.8%となっています。



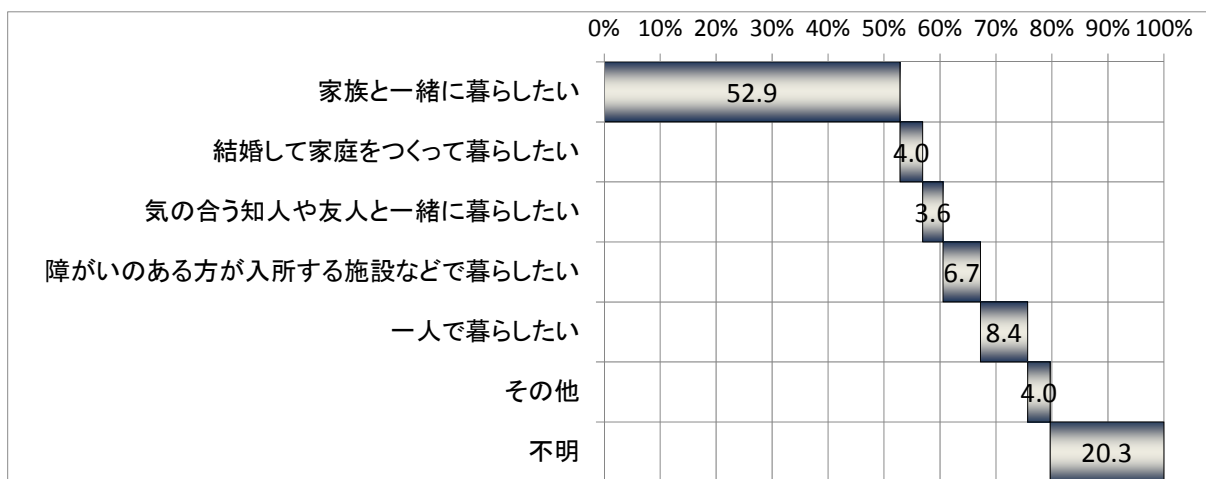
#### ④ 障がいがあっても住みやすいまちづくりに必要なこと

障がい者の暮らしよいまちづくりに必要なこととしては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く 35.4%、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」25.7%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」21.6%となっています。



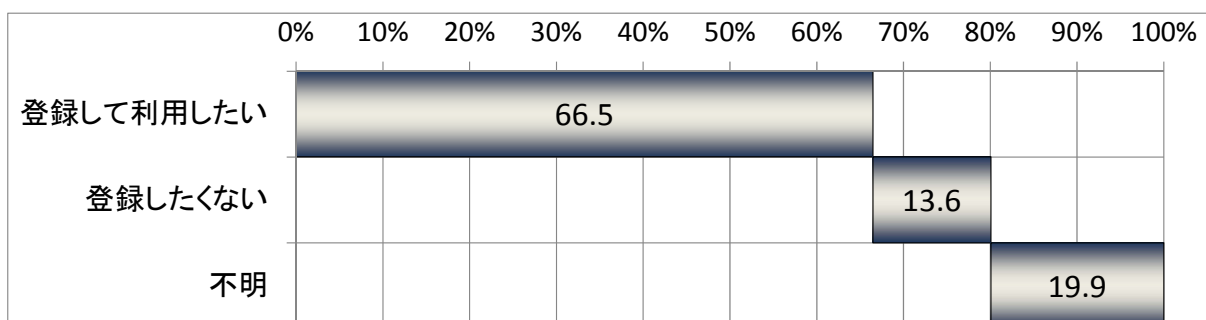
### ⑤ 希望する暮らし方

希望する暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が 52.9%で最も多く、次いで「一人で暮らしたい」8.4%、「障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい」6.7%となっています。



### ⑥ 災害時支援の登録制度について

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、今後の防災のあり方について、多くの教訓を示しましたが、当別町においては、災害時支援の登録制度があった場合の利用意向としては、「登録して利用したい」が 66.5%と 2/3 を占めています。

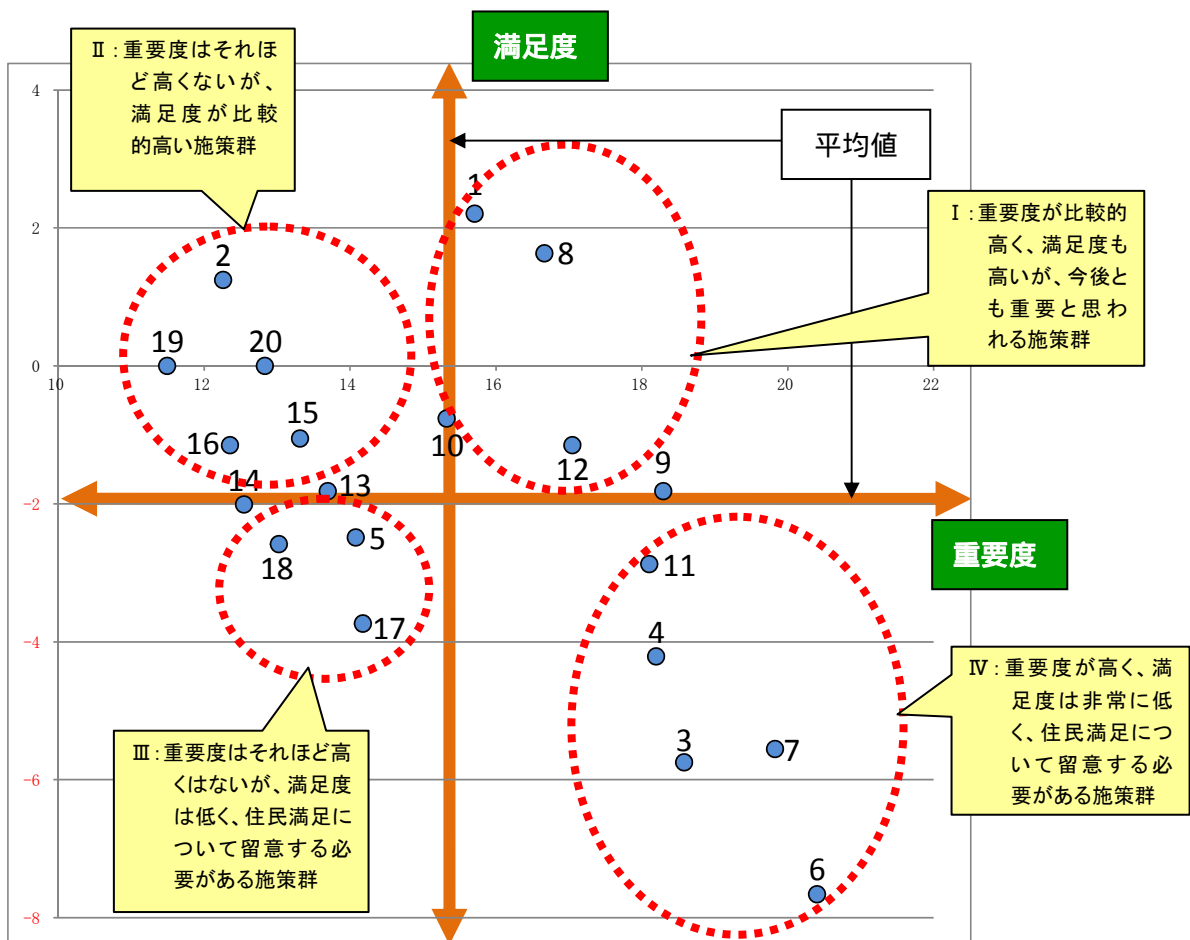


⑦ 現在の福祉施策に対する評価

現在の当別町が進めている施策についての障がい当事者からの評価が下図に示すものです。

この中で「Ⅰ」は『重要な施策であるが、現在の満足度は低い』という施策群に該当するものです。

- 6：移動・交通対策の推進
- 7：防災・安全対策
- 3：バリアフリーのまちづくり
- 4：住環境の整備
- 11：自立支援法以外のサービス



施策名	分類枠	施策名	分類枠
1 広報・啓発活動の充実		11 自立支援法以外の福祉サービス	
2 交流・ふれあいの促進		12 相談支援・情報提供体制の充実	
3 バリアフリーのまちづくり		13 関連施設の活用と広域連携サービス体制の強化	
4 住環境の整備		14 権利擁護と生活の安定確保	
5 情報バリアフリーの推進		15 就学前教育・保育の充実	
6 移動・交通対策の推進		16 就学児童教育の充実	
7 防災・安全対策		17 一般就労の促進	
8 保健サービスの充実		18 福祉的就労の充実	
9 医療サービスの充実		19 自己実現への活動の支援	
10 自立支援法に基づくサービス		20 地域福祉ネットワークの形成	

## 2) 関係者団体・事業所・自立支援協議会等からの課題や提案

### (1) 関係者団体・事業所ヒアリングからの課題・提案

関係者団体や事業所等におけるヒアリングから以下のような課題及び提案がされています。

#### 障がい者支援団体（公共機関・協議会等）

障がい者への配慮やニーズの把握が重要であり、特に若者世代のニーズは把握できておらず、いかに把握する機会をつくるかが重要である。

高齢世帯が増加しており、ひとり暮らし高齢者のみならず、日中独居・高齢者夫婦の見守りが必要で、必要な世帯の把握が求められる。

地域で抱える具体的な問題解決の場がない。自立支援協議会は顔合わせの場になっている。

団体員の高齢化が進んでいてボランティアの新規発掘や人材育成が問題である。

障がい者就労が大きな問題であり、町内に就労先がない、町内に訓練施設が少ない、工賃が自立できるレベルにない、事業主の理解が重要等基本的な問題が指摘されている。

児童の発達障がいの問題も多くなってきているが、早期療育が必要となる児童に対して親の認知も含めてデリケートな問題があり、踏み込むことができず、支援につながらない場合がある。

サービスを使っていない人に情報の共有がされていなく、相談窓口等のより一層の広報活動が必要でワンストップ型の窓口が求められる。

町内で障がい者が将来にわたって暮らしていけるための環境整備が大切であり、そのために支援できる体制が重要である。

障がい者には個別の対応が必要であるが、介護保険のケアマネ的存在がないため、相談先が分かっていないことが多く、居宅介護のヘルパー等に一部役割を担っているところがあるが、負担が大きくなっている。

地域活動に参加していない、サービスを利用していない人には地域で表面化せず潜在している人がいると思われるが、横の繋がりを高め、見守り体制を強化することが重要。

#### 事業所

相談支援事業所の周知が進んでいなく、介護保険のケアマネ的な部分も役割を担っていると思うが有効に活用されていない。

個別のケアが必要な障がいもあるが、難病の専門のデイサービス等がなく、対応に困難な場合が多い。

居住系サービスでは地域住民の交流が重要であり、地域住民とのつながりをもつ仕組みが必要。

一般就労の希望が多いが、当別町には就労先がなく、訓練したい場合の選択肢も少ない。就労支援の仕組みが必要。

障がい関係の事業所は増えているが、就労訓練を受けられる事業所が少なく、授産施設のような訓練施設が求められる。

ふれあいバスは本数が少なく、ゆとろへ直接行くことができない路線もあり、JRの接続が悪い。それが改善されれば、障がい者の生活圏が広がる。

事業所を運営するための人員確保、人材育成は大きな問題である。

### 障がい当事者（クラブ・サークル等）

地域との協力関係が築きにくい。

保健所がなくなってからの保健師との係わりが少なくなっている。

認知症に関する理解、関心が低く、閉じこもりも多いことから認知症の人の発見、見守り体制が必要。

障がい（認知症等）に関する講演会等を行うなど、広報活動により町民に周知することが重要。

情報収集が難しく、情報伝達方法の改善が望まれる。

福祉バスの廃止に伴い、外出にかかる費用負担が重くなっている。

各団体の会員の高齢化が進んでいて、若者の加入者が少ないことは各団体の維持・活動に支障をきたしている。

## （２）当別町地域自立支援協議会からの課題・提案

当別町地域自立支援協議会から様々な課題指摘や提案がなされています。そこでは「暮らし」「就労」のテーマについての意見が多かったので、それについてまとめてみました。

テーマ	課題・提案の枠組み
暮らし	<p>町民の障がいに対する理解の促進を図る必要がある。</p> <p>いつでも気軽に相談ができる体制づくりが必要である。</p> <p>障がい者の目線にたった情報提供のあり方を工夫すべきである。</p> <p>障がいをもっている方が地域活動へ参加できるような支援体制の強化を図るべきである。</p> <p>小さい子どもからの福祉教育の充実が重要である。</p> <p>災害時等における安心・安全の確保について、地域ぐるみでの支援や緊急避難体制等について充実すべきである。</p> <p>障がい者は様々な学習ができるよう機会の充実に努める必要がある。</p> <p>安心して住める「住まいの場」の確保が必要である。</p> <p>緊急時に対応できるような「24時間サポート」の体制づくりが必要である。</p> <p>自立生活の実現に向けて、スムーズな移行が可能になる支援体制が必要である。</p> <p>いつでも自由に行きたいところに行ける、移動手段の確保が求められる。</p>

暮らし	<p>街中に積極的に出かけることを働きかけるためにも、バリアフリーの環境整備の充実が求められる。</p> <p>支援者の体制を強化するために、専門支援のスキルアップを図るような研修機能の充実が求められる。</p>
就労	<p>障がいをもつ方の就労を促進するためには、企業の理解を深める必要がある。</p> <p>障がいの状態に応じた雇用の場の拡充を図る必要がある。</p> <p>福祉サービス事業所での仕事の内容の拡充も検討する必要がある。</p> <p>当別町ならではの特性を活かした働く場の創造について検討していく必要がある。</p> <p>障がいをもつ方が働いている現場や働く場に行くための移動等含め、就労トータルでの支援を充実する必要がある。</p> <p>公的機関における障がい者支援の体制強化を望む。</p>
その他	<p>出産前における障がいに関する知識や意識の啓発を図る必要がある。</p> <p>発達障がい等に対する支援体制の強化が必要である</p> <p>家族も含めた包括的な相談機能の充実が必要である。</p> <p>権利擁護に関することや成年後見制度等についてよりわかりやすく利用しやすい仕組みづくりが必要である。</p> <p>虐待に対する見守りや防止体制を工夫すべきである。</p>



## 3

## 障がい福祉サービスの現状と目標量の達成度

## 1) 指定障がい福祉サービスの目標量と達成度

指定障がい福祉サービスの計画値と実績値の比較は下表に示すものです。

計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

この中で、重度訪問介護・行動援護・就労継続支援（A型・雇atype）の実績値を検証するにあたってのポイントは次のとおりです。

重度訪問介護：在宅生活をされている重度の身体障がいのある方が、施設に入所したことにより実績は0となった。

行動援護：地域移行の為、施設からケアホームの入居により実績が上回った。

就労継続支援（A型・雇atype）：町近郊の事業所を利用することにより実績が上回った。

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
訪問系(月平均)							
居宅介護	29 人	24 人	82.8 %	33 人	20 人	60.6 %	37 人
	159 時間	147 時間	92.5 %	181 時間	124 時間	68.5 %	203 時間
重度訪問介護	1 人	0 人	- %	1 人	0 人	- %	1 人
	180 時間	0 時間	- %	180 時間	0 時間	- %	180 時間
行動援護	1 人	5 人	500.0 %	1 人	5 人	500.0 %	1 人
	3 時間	30 時間	1000.0 %	3 時間	40 時間	1333.3 %	3 時間
重度障がい者等包括支援	0 人	0 人	- %	0 人	0 人	- %	0 人
	0 時間	0 時間	- %	0 時間	0 時間	- %	0 時間
日中活動系(月平均)							
生活介護	23 人	30 人	130.4 %	29 人	43 人	148.3 %	39 人
	376 人日	614 人日	163.3 %	474 人日	863 人日	182.1 %	637 人日
自立訓練(機能訓練)	0 人	0 人	- %	0 人	0 人	- %	0 人
	0 人日	0 人日	- %	0 人日	0 人日	- %	0 人日
自立訓練(生活訓練)	4 人	2 人	50.0 %	6 人	2 人	33.3 %	3 人
	80 人日	37 人日	46.3 %	120 人日	22 人日	18.3 %	60 人日
就労移行支援	7 人	9 人	128.6 %	9 人	5 人	55.6 %	11 人
	146 人日	188 人日	128.8 %	188 人日	104 人日	55.3 %	230 人日
就労継続支援 (A型・雇atype)	0 人	2 人	- %	0 人	1 人	- %	0 人
	0 人日	20 人日	- %	0 人日	2 人日	- %	0 人日
就労継続支援 (B型・非雇atype)	11 人	12 人	109.1 %	17 人	21 人	123.5 %	28 人
	216 人日	227 人日	105.1 %	334 人日	372 人日	111.4 %	550 人日
療養介護	0 人	0 人	- %	0 人	0 人	- %	0 人
	0 人日	0 人日	- %	0 人日	0 人日	- %	0 人日
児童デイサービス	49 人	43 人	87.8 %	55 人	52 人	94.5 %	61 人
	288 人日	204 人日	70.8 %	323 人日	242 人日	74.9 %	358 人日
短期入所(ショートステイ)	4 人	4 人	100.0 %	5 人	4 人	80.0 %	6 人
	6 人日	23 人日	383.3 %	8 人日	24 人日	300.0 %	10 人日

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
居住系(月平均)							
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	23 人	28 人	121.7 %	24 人	31 人	129.2 %	32 人
	710 人日	781 人日	110.0 %	741 人日	875 人日	118.1 %	988 人日
施設入所支援	30 人	61 人	203.3 %	37 人	61 人	164.9 %	48 人
	1,160 人日	1,851 人日	159.6 %	1,431 人日	2,123 人日	148.4 %	1,856 人日
相談支援(月あたり)							
計画相談支援	1 人	2 人	200.0 %	2 人	1 人	50.0 %	3 人

## 2) 地域生活支援事業の目標量と達成度

地域生活支援事業の計画値と実績値の比較は下表に示すものです。

これについても計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがあり、この状況を鑑み次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

### 相談支援事業の計画値・実績値

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
	実施見込み箇所数 (か所)	実施箇所数 (か所)		実施見込み箇所数 (か所)	実施箇所数 (か所)		実施見込み箇所数 (か所)
(1)相談支援事業							
①相談支援事業							
ア 障がい者相談支援事業	1(45人)	1(204人)	(453.3) %	1(45人)	1(272人)	604.4 %	1(45人)
イ 地域自立支援協議会	1	1	100 %	1	1	100 %	1
②相談支援機能強化事業	1	1	100 %	1	1	100 %	1
③成年後見制度利用支援事業	1	0	- %	1	0	- %	1

■ (参考)相談支援事業の実績

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
相談案件数		116 件	176 件	204 件	272 件	
相談延件数(1)		246 件	541 件	1,060 件	1,137 件	
(1)の男女別	男	197 名	309 名	713 名	706 名	
	女	29 名	218 名	329 名	345 名	
	不明	20 名	14 名	18 名	86 名	
(1)の障がい別	身体障がい者	82 名	142 名	233 名	112 名	
	知的障がい者	69 名	306 名	695 名	548 名	
	精神障がい者	78 名	72 名	86 名	134 名	
	発達障がい者	58 名	111 名	147 名	206 名	
	不明・他	6 名	12 名	21 名	101 名	
主な相談内容	生活全般 167 件	生活全般 316 件	サービスについて	974 件	サービスについて	669 件
			健康・医療について	310 件	不安解消・情緒について	337 件
	行政・制度関係 73 件	情報提供 226 件	不安解消、話し相手	268 件	家族・人間関係について	163 件
			社会参加・余暇活動について	147 件	就労について	161 件
	申請・手続き 70 件	行政・制度関係 135 件	家族・人間関係について	144 件	健康・医療について	104 件
			生活技術について	126 件	家計・経済について	104 件
	健康・医療 61 件	就労 119 件	就労について	102 件	保育・教育について	49 件
			家計・経済について	101 件	就労について	161 件
	情報提供 50 件	申請・手続き 83 件	保育・教育について	58 件	生活技術について	41 件
			権利擁護について	8 件	権利擁護について	5 件

コミュニケーション支援事業の計画値・実績値

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
	実利用見込み者数 (人)	実利用者数 (人)		実利用見込み者数 (人)	実利用者数 (人)		実利用見込み者数 (人)
(2)コミュニケーション支援事業	1	1	100 %	1	1	100 %	1

※視覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者とその他の意思疎通を仲介する。

日常生活用具給付事業の計画値・実績値(年間延べ給付件数)

サービス名	21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
	給付見込み件数	給付件数		給付見込み件数	給付件数		給付見込み件数
(3)日常生活用具給付事業							
①介護・訓練支援用具	4	0	- %	4	0	- %	
②自立生活支援用具	10	3	30 %	10	8	80 %	10
③在宅療養等支援用具	2	3	150 %	2	2	100 %	2
④情報・意志疎通支援用具	1	0	- %	1	4	400 %	1
⑤排せつ管理支援用具	262	292	111.5 %	274	254	92.7 %	286
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	2	200 %	1	1	100 %	1

※重度障がい者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。

- 介護・訓練支援用具～特殊寝台、特殊マット等
- 自立生活支援用具～入浴補助用具、杖等
- 在宅療養等支援用具～ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引機等
- 情報・意志疎通支援用具～視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、視覚障がい者用受信装置等
- 排せつ管理支援用具～ストマ用装具(蓄便・尿袋)等

移動支援事業の計画値・実績値

サービス名		21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
(4)移動支援事業	実施箇所数 (か所)	11	10	91 %	11	8	72.7 %	11
	月間利用者数 (人)	55	31	56.4 %	60	28	46.7 %	65
	年間延利用時間数 (時間)	4,500	3,967	88.1 %	4,800	5,262	109.6 %	5,100

※ 屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行う。

地域活動支援センター事業の計画値・実績値

サービス名		21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
(5)地域活動支援センター事業	実施箇所数 (か所)	2	2	100 %	2	2	100 %	2
	利用者数 (人)	16	13	81.3 %	16	13	81.3 %	16

※障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

その他の独自事業の計画値・実績値

サービス名		21年度計画値	21年度実績	進捗率	22年度計画値	22年度実績	進捗率	23年度計画値
(6)日中一時支援事業	実施箇所数 (か所)	8	7	87.5 %	8	5	62.5 %	8
	月間利用者数 (人)	15	13	86.7 %	18	10	55.6 %	20
	年間延利用時間数 (時間)	5,500	7,508	136.5 %	5,800	1,957	33.7 %	6,000

※ 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。また、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供する。

※ 日中一時支援の就労型であった事業所が、平成22年4月から就労継続支援B型の事業所に変更になったため、利用者数・利用時間が減少した。

## 4

# 次期計画策定のための課題

次期計画策定のための基本的な課題は、次のように概括されます。

- 障がいに対する社会・地域での理解
- 多様化する障がい者像・ニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- サービスの質の確保・充実
- 身近な場所での気軽な相談体制づくり
- 福祉サービスに関する情報周知のあり方の工夫
- 移動支援を含めた、外出に対するニーズへの対応
- 各種手続きの簡素化、利用者の立場に立ったサービス提供の工夫
- 生活の場（住まい）の確保
- 就労支援（一般就労・福祉的就労）の充実
- 災害時等における障がいをもつ方等の安心・安全の確保
- 家族や介護者へのレスパイトサービス等の支援の充実

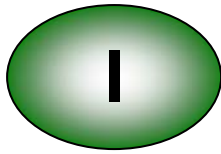


## **第2編 基本的な考え方と施策展開**

### **【障がい者基本計画】**







# 基本理念と方針

## 1

### 基本理念

基本理念については、現行計画では下表のように定めています。

この考え方は、すべての人が差別なく平等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方にに基づき設定されているものであり、さらに、近年の地域社会づくりで求められている「協働」に対する考え方も含まれたものとなっています。

また、平成 23 年 3 月 11 日におこった東日本大震災は、防災や安心・安全に対する認識や、地域との繋がりの重要性を改めて教訓として教えてくれました。

現在の基本理念は、このようなことも包含しており、本計画にあたっては、この基本理念を継承していくものとします。

#### 基本理念

- ① **障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます**
- ② **みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします**
- ③ **地域の支援力を高めます**

## 2

## 基本方針

基本方針についても原則的には継承しますが、現在の6つの方針を5つの方針に再編成します。(現行計画の「家族を支えます」という方針を、本計画の「 」の方針に統合化します。)

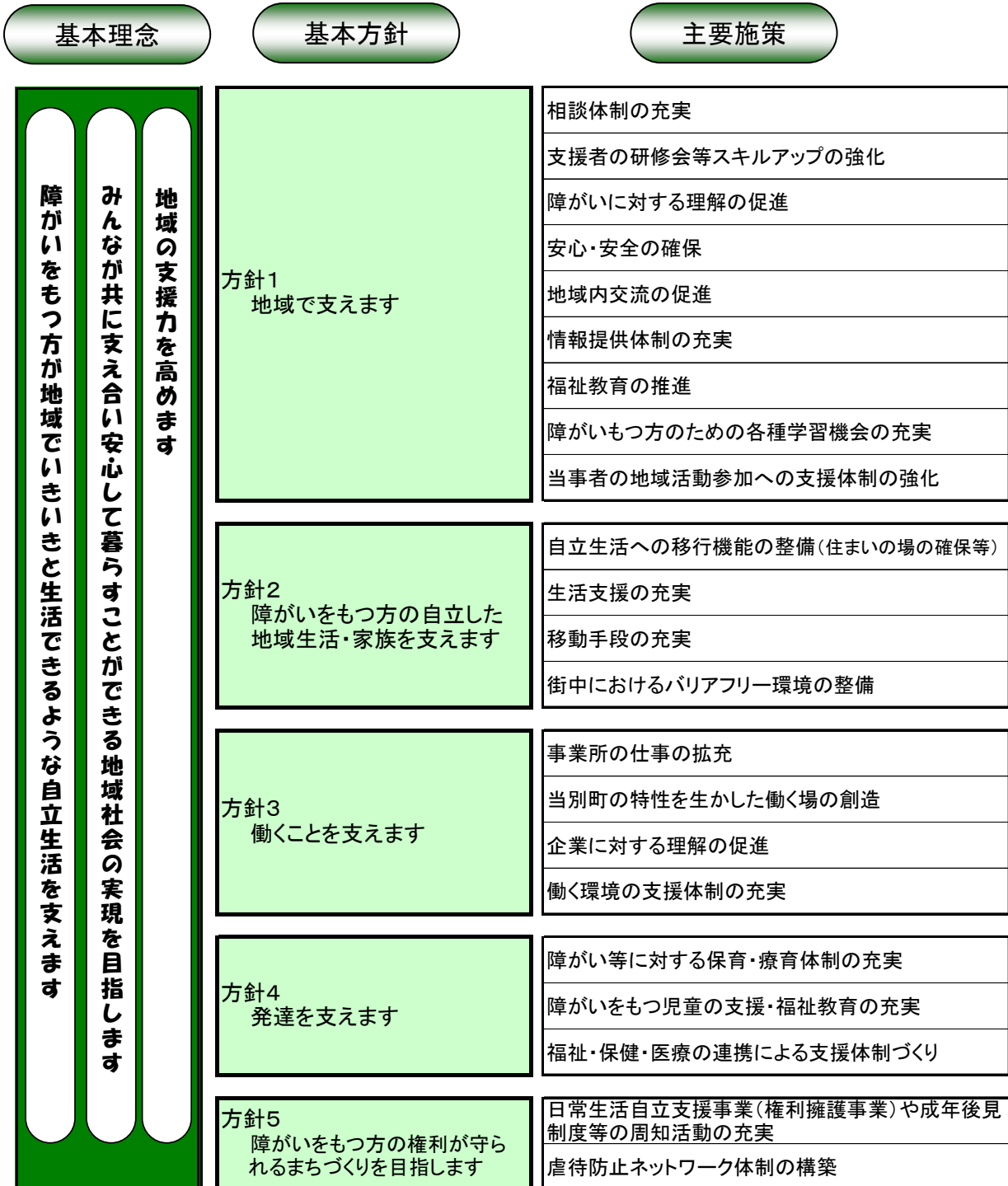
### 基本方針

- ① 地域を支えます
- ② 障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます
- ③ 働くことを支えます
- ④ 発達を支えます
- ⑤ 障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりを目指します

# 3

## 施策の体系

施策の体系は次のものとします。



## II

# 施策の展開

## 1 地域で支えます

障がいをもつ方を支援するには、まずは身近な地域における支え合いが基本となります。そのためには、町民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、相互に学び・交流し合うことが大切です。

また、いつでも気軽に相談できることと、障がい者の目線にたったわかりやすい情報提供を工夫していくことは、障がいをもつ方の不安や心配を少しでも和らげていくことに繋がることであり、さらに、それは、安心・安全な生活の確保にも結びついてくるものです。

これらの施策を展開する中で、障がいをもつ方が地域での様々な活動に参加しやすい環境を創り、また、それを支援する専門家の養成を図り、「相談窓口連絡会」の機能を充実するなど、地域ぐるみで支援する体制づくりを図っていくことがとても大切です。

施策	内容
相談体制の充実	相談支援事業所のPR 気軽にアドバイスや声かけをしてくれる人が増えていく体制づくり 各障がい種別や就労、権利擁護などそれぞれの専門分野における相談員の配置 関係機関が集まる「相談窓口連絡会」の機能を充実させ、支援体制を構築する
支援者の研修会等スキルアップの強化	専門支援のスキルアップのための学習会の開催
障がいに対する理解の促進	平らな場所だけではなく、様々な場所での車椅子体験会の実施 勉強会の開催（学校向け、企業向け、まちづくり勉強会など） 障がいについてわかりやすいガイドブックの作成と無料配布 啓発活動の推進（当事者の会の活動報告の回覧板への掲載等） 障がいをもつ方がよく行く場所（コンビニ、スーパー、銀行等）への障がいに対する理解の啓発活動 不登校、ニート、引きこもりを克服した人の話を聞く機会づくり（ピア祭りの開催等）

<p>安心・安全の確保</p>	<p>災害時等に備え、日ごろからの繋がりに対応できる仕組みづくり 障がいをもつ方を対象にした地域での避難訓練の実施 防災に対する住民意識の向上</p>
<p>地域内交流の促進</p>	<p>みんなが顔見知りになる挨拶運動 共生型施設における交流機会の拡充 町内の店に障がいに関わるパンフレットの設置</p>
<p>情報提供体制の充実</p>	<p>各サークルや当事者団体の紹介を町のホームページへ掲載 紙面による情報発信だけではなく、民生委員などから地域住民への 情報発信 情報がタイムリーにわかる体制、方法の充実（一目でわかるものを作る） イベントや集える場所等、様々な機会を捉えた情報交換</p>
<p>福祉教育の推進</p>	<p>子どもたちが自然に障がいについて知る機会の拡充</p>
<p>障がいをもつ方のための各種学習機会の充実</p>	<p>障がいをもつ方向けの学習会の開催</p>
<p>当事者の地域活動参加への支援体制の強化</p>	<p>当事者団体同士の交流や情報共有をしながらの活動の展開 若い世代の当事者団体と高齢の当事者団体の交流会の開催 レクリエーションを企画し実現できるコーディネーターの育成 地域住民の得意な事と障がいをもつ方の余暇活動のマッチング 趣味や仕事を発表できる場の提供と住民との繋がり強化 障がいをもつ方が企画から参加するイベントづくり 働いている人や、事業所に通っている人のための夜間のスポーツやサークル活動の推進</p>

## 2

## 障がいをもつ方の自立した地域生活・家族を支えます

障がいをもっている方も、自らの力で日常生活を過ごすことができる環境づくりが求められます。

そのためには、“住まう場”の確保が基本となり、自宅での自立生活を支える支援や、グループホーム・ケアホーム等の設置の推進を図っていく必要があります。

また、安心して暮らすには、24時間の見守りや生活の各場面での支援体制を整えていく必要があります。

さらに、病院、買い物、レクリエーション等、街中に自由に出かけることができるように、より使いやすい移動手段の充実や、活動の阻害要因を極力無くしていくハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進が求められます。

施策	内容
自立生活への移行機能の整備（住まいの場の確保等）	本人の特性を踏まえたグループホームやケアホームの整備促進 グループホームやケアホームの町内会等地域との連携促進 空き部屋の活用 一人暮らし体験の仕組みづくり 障がい者、高齢者に関わらず暮らせる共同生活の場の創設
生活支援の充実	24時間サポート体制の確立 生活スキルもサポートしてくれる支援体制づくり
移動手段の充実	JRとコミュニティバスの接続のスムーズ化（時刻表の見直し） バスルートの改善（ゆとろを経由するなど）
街中におけるバリアフリー環境の整備	散歩する時に一休みできる椅子やスポットの整備 障がいをもつ方でも利用しやすい自動販売機の設置 コミュニケーションにおけるバリアフリーの推進

## 3

## 働くことを支えます

障がいをもつ方が就労することは容易なことではありませんが、自立した生活を行うには、少しでも就労する環境づくりを良くしていく必要があります。

そのためには、障がいをもつ方の就労能力の向上とともに、受け入れる企業側の障がいに対する理解が非常に大切になってきます。

また、単に既存の企業だけでなく、新たに障がいをもつ方に適した就労の場を創っていくという考え方も重要です。特に当別町の特性を活かし、例えば農業面での就労や、冬場ならではの仕事といったことを工夫し、障がいをもつ方の適正に応じて、様々な働き方の場や機会を少しでも増やしていくことが求められます。

施策	内容
事業所の仕事の拡充	事業所としての移動販売の拡充 福祉ショップの整備 仕事をしている障がいをもつ方の体験を聞く機会の設置
当別町の特性を活かした働く場の創造	当別産作物を使用した、障がいをもつ方による「当別ブランド」の商品開発 付加価値化の工夫（商品に障がいをもつ方の絵を入れたり、高齢者のレシピをつける）
企業に対する理解の促進	自立支援協議会への企業の参加 町内の企業の理解と、既に行っている企業のPRの充実 企業向けのわかりやすい冊子の作成 企業が障がいをもつ方が働いている場面を見て、触れ合う機会の設置
働く環境の支援を充実	就労体験、企業実習ができる場の増設 仕事をしながら相談できる場所や人の体制整備 自立できるだけの給料確保の体制づくり ハローワークの出前相談の実施 障がいをもつ方の人材派遣や専門窓口の設置

## 4

## 発達を支えます

乳幼児から子ども・成人・高齢期に至る成長の過程の中で、発達や教育・医療といった様々なニーズに横断的に対応していくことが大切なことです。

妊娠期から学童期においては、妊婦の健康診査受診票の発行、乳幼児の健康診査・育児相談、訪問指導等の体制を継続するとともに、保育所、幼稚園、子ども発達支援センター、各種事業所、医療機関等関係機関が連携した取り組み体制を作っていくことが重要となります。

また、学童期においては、障がいの特性が十分に把握された就学環境の中で、個々の個性を伸ばす教育体制が求められます。

さらに、全てのライフステージを通して、保健や医療といった健康面について、関係機関の相互連携による支援体制の構築が求められます。

施策	内容
障がい等に対する保育・療育体制の充実	妊婦や乳幼児の健康診査や育児相談等における障がいの早期発見の体制の充実 保育所や幼稚園及び小学校等、発達に課題がある子どもへの指導体制の強化 各関係機関との連携強化による、早期発見、障がい理解の促進、情報提供の体制づくり
障がいをもつ児童の支援・福祉教育の充実	障がいをもつ児童生徒の相談・支援体制及び放課後支援の充実 学校現場における福祉教育の推進と、学校間における交流活動の促進
福祉・保健・医療の連携による支援体制づくり	各種障がい福祉サービスの利用促進のための制度の啓発 難病患者やあらゆる障がい（児）者やその家族の支援の充実 一時預かりや外出支援等、生活をサポートする事業の充実 福祉、保健、医療等関係機関との連携と情報を共有し、健康面での支援を図る



## 5

## 障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりを目指します

障がいをもっている、尊厳や権利が守られることは最も基本的なこととなります。しかしながら、現状での日常生活自立支援事業（権利擁護事業）や成年後見制度等については、関係者においても情報や知識が十分とはいえない状況にあります。

親亡きあとの問題や、高齢化がさらに進み、一人暮らし高齢者もさらに多くなることが予想される事態において、権利を守っていく仕組みづくりはさらに重要性を増してきます。

各種制度事業の理解を深め、道や国との連携も含め、より利用しやすい仕組みに改善していくことが求められます。

また、虐待の問題についても、身近な地域での見守りや、各種健診時、あるいは保育所・幼稚園等における見守り等、児童から成人に対する虐待防止のネットワーク体制を構築していくことが必要です。

施策	内容
日常生活自立支援事業（権利擁護事業）や成年後見制度等の周知活動の充実	分かりやすい冊子等の作成による周知活動の充実
虐待防止ネットワーク体制の構築	民生委員等の活動を含めた地域での日常的な見守り体制づくり 相談事業所、支援事業所、教育機関、医療機関等、関連機関における相互連携体制づくり

# III

## 計画の推進に向けて

計画を推進していくために、市内の連携体制はもとより、当別町障がい者地域自立支援協議会を中心としたネットワークのさらなる強化を図っていく必要があります。

今後、特に次の点に留意した体制整備を図っていきます。

### ボランティア活動の推進

障がいをもつ方の地域における自立支援の確立に向け、手話、要約筆記、朗読など、障がいをもつ方を対象にした活動、生活を援助する活動や障がいをもつ方の社会参加を援助する活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助する活動など、広範なボランティア活動に対する支援充実に努め、さらに障がいをもつ方への理解を深めるとともに、地域住民のボランティア活動への理解を促進します。

### 社会福祉協議会等との連携

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動等を推進していきます。

また、民生委員児童委員の相談援助活動等を通じて、障がいをもつ方と地域との連携役として、その活動の充実を促進します。

### 市内関連各課の連携強化

今後も、市内関連各課の連携強化に努め、地域福祉ネットワークの形成並びに障がい福祉の総合的な展開・推進を図っていきます。

### 総合的な福祉サービス体制の構築

保健・医療・福祉の行政の各関連部門だけでなく、町内会や各種団体、当別町地域包括支援センターや当別町障がい者総合相談支援センターといった相談機能を持つ福祉関連の様々な事業主体が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制のさらなる構築を目指していきます。

### 期待される町内会活動等の推進

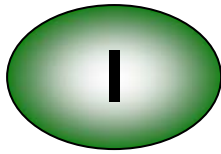
町内会における各役員間の連携等を促進するなど、困っている人を周囲の人がみんなで支え合い、助け合う、地域の実情に沿った見守りや町内会活動となるよう支援します。

また、見えない要支援者（障がいをもつ方）を地域コミュニティの中から発見し、必要に応じた支援体制の構築に努めます。

# 第3編 計画の目標値・ サービスの見込み量

## 【障がい福祉計画】





# 平成 26 年度の目標

平成 26 年度における基本目標は次のものとします。

## 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいをもつ方が、自立訓練事業などのサービスを利用することで、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行し地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームやケアホーム、一般住宅へ移行する方として、平成 26 年度末までに地域生活へ移行する方の数値目標を設定します。

## 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（退院可能精神障がい者）が必要な自立訓練事業などのサービスを利用することで退院可能となり、地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、自立訓練事業などの必要量を見込み、平成 26 年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。

## 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などを通じ、平成 26 年度末までに、福祉施設を利用している障がいをもつ方が、一般就労する数値目標を設定します。

平成 26 年度の目標

目 標	指 標	計画目標値		
		基準年 (平成 17 年)	現 況 (平成 23 年)	平成 26 年度
施設入所者の地域生活への移行	現在の入所者の 10% 以上が地域生活に移行	-	8.2%	13.1%
	施設入所者数を 7% 以上減少	61 人	56 人	53 人
退院可能精神障がい者の地域生活への移行	退院可能精神障がい者数の減少	2 人	0 人	1 人
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行者数を現在の 4 倍以上増加	0 人	2 人	4 人

## II

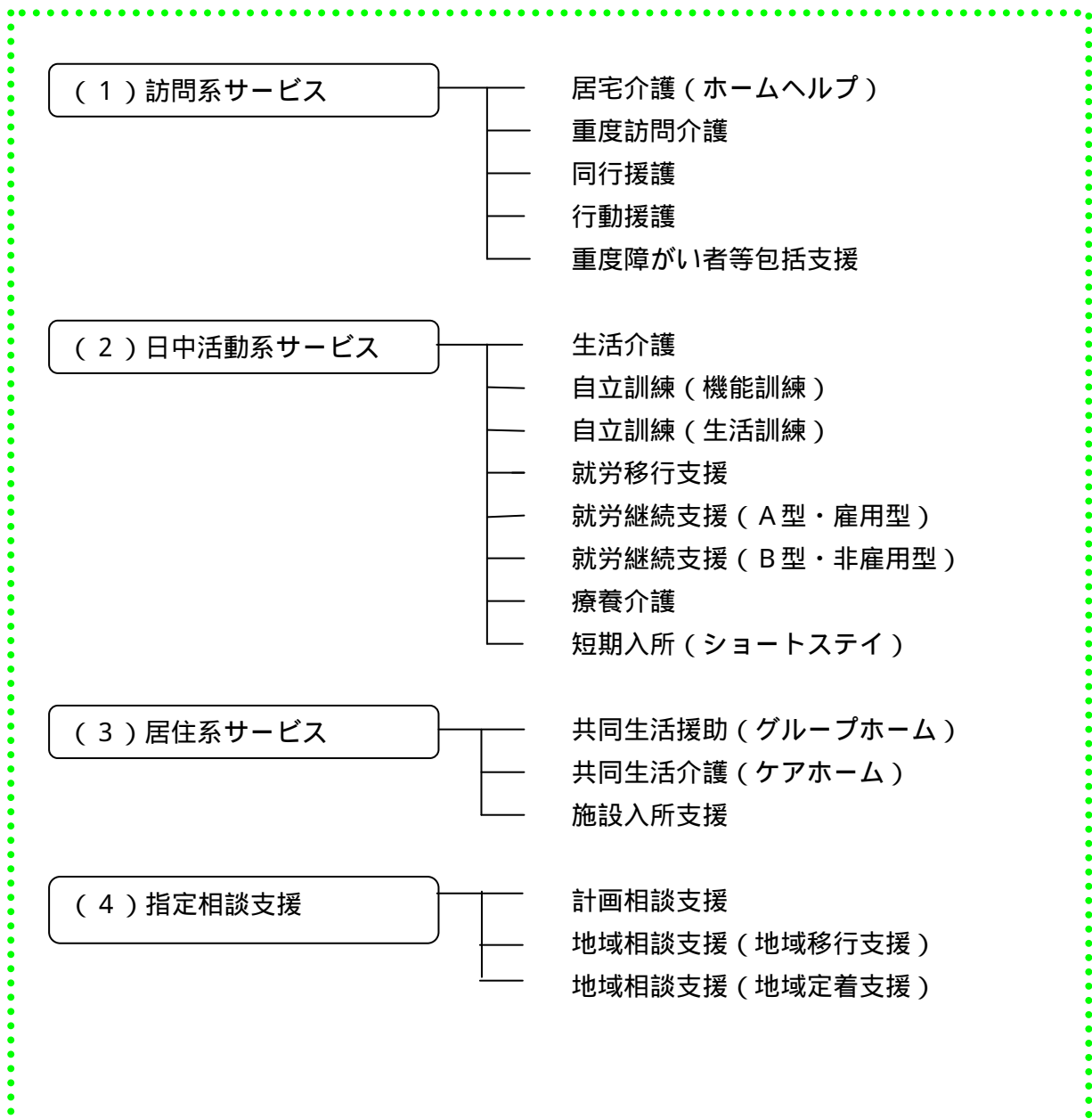
# サービス提供に対する基本的な考え方

## 1

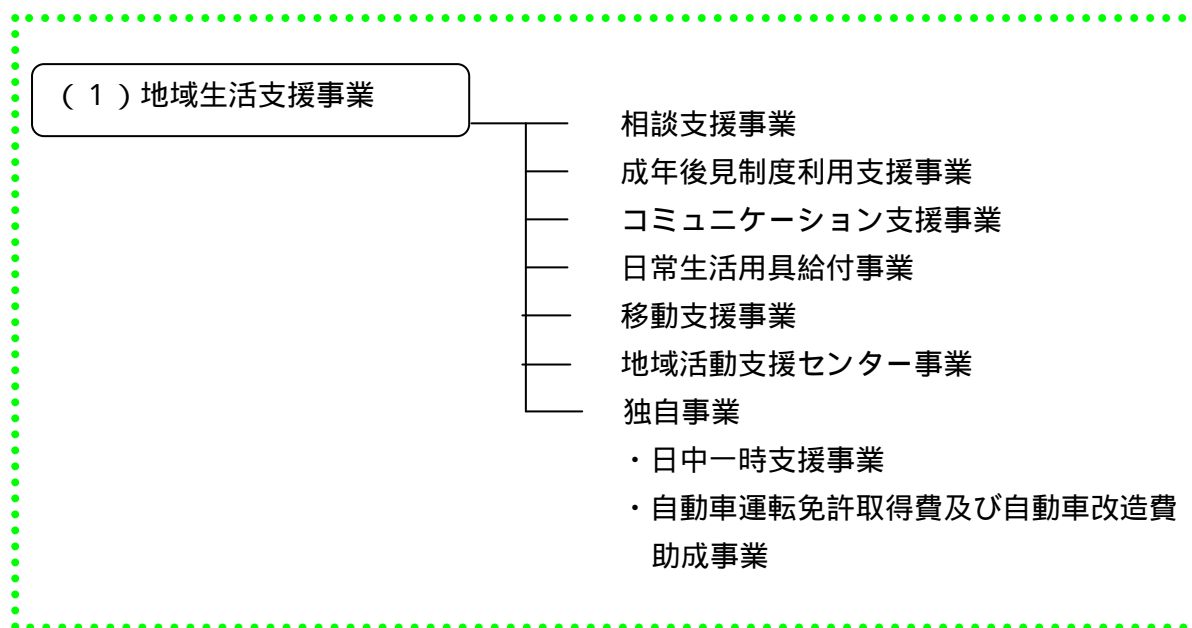
### サービスの体系

平成 26 年度までの 3 つの目標値を達成するため、本計画では次の施策体系に基づき、計画的に取り組めます。

#### 1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）



## 2) 町で行うことが定められているサービス(地域生活支援事業)



## 1) 指定障がい福祉サービス

## 訪問系サービス

## 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

## 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。

## 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。（平成23年10月創設）

## 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。

## 重度障がい者等包括支援

意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障がい程度区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスを包括的に提供します。

## 日中活動系サービス

## 生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

## 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

## 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

## 就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。



#### 就労継続支援（A型・雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

#### 就労継続支援（B型・非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

#### 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

#### 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### 居住系サービス

##### 共同生活援助（グループホーム）

介護の要らない軽度知的障がい者、精神障がい者で共同生活を営むことに支障のない障がい者に、夜間、共同生活を営むべき住居において、相談その他食事等の日常生活上の援助を行います。

##### 共同生活介護（ケアホーム）

介護を要する重度知的障がい者、精神障がい者の共同生活の場で、家事等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供します。

##### 施設入所支援

施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

#### 指定相談支援

##### 計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障がい児支援利用計画案の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングを行います。

##### 地域相談支援（地域移行支援）

地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。

##### 地域相談支援（地域定着支援）

安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

## 2) 地域生活支援事業

### 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としており、一般的な相談支援を行う「障がい者相談支援事業」と、専門的職員を配置して相談支援機能の強化を図る「相談支援機能強化事業」、賃貸住宅の入居の際の調整等の支援を行う「住宅支援等支援事業」があります。

平成 22 年に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)の成立により、平成 24 年度からは、相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター」が創設され、市町村において設置することが望ましいとされています。

なお、「整備法」の成立により、平成 24 年 4 月から、これまで地域生活支援事業において、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として位置づけられていた「自立支援協議会」が法定化されています。

### 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しようとする重度の知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬を助成します。平成 22 年の「整備法」の成立により、平成 24 年 4 月から必須事業に位置づけられています。

### コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者のある方との意思疎通を仲介します。事業には「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」、「手話通訳設置事業」に区分されます。

### 日常生活用具給付事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

### 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対しての外出の際の移動を支援します。

### 地域活動支援センター事業

障がい者等がセンターに通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

## 独自事業

市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。

当別町では、次の事業を実施します。

- ・ 日中一時支援事業  
障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。また、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供します。
- ・ 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業  
自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### III

## サービスの見込み量と確保の方策

### 1 指定障がい福祉サービス

#### 1) 指定障がい福祉サービスの必要量の見込み

必要量の見込みにあたっては、現在の状況をふまえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向等を総合的に勘案して、必要量を見込みます。

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系（月平均）			
居宅介護（ホームヘルプ）	21人 124時間	23人 134時間	25人 144時間
重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
同行援護	3人 10時間	3人 10時間	3人 10時間
行動援護	5人 46時間	5人 46時間	5人 46時間
重度障がい者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
日中活動系（月平均）			
生活介護	51人 1,122人日	51人 1,122人日	51人 1,122人日
自立訓練（機能訓練）	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
自立訓練（生活訓練）	1人 22人日	1人 22人日	1人 22人日
就労移行支援	5人 110人日	5人 110人日	5人 110人日
就労継続支援（A型・雇用型）	1人 22人日	1人 22人日	1人 22人日
就労継続支援（B型・非雇用型）	30人 660人日	31人 682人日	32人 704人日
療養介護	4人 88人日	8人 176人日	8人 176人日
短期入所（ショートステイ）	8人 25人日	8人 25人日	8人 25人日

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居住系（月平均）			
共同生活援助（グループホーム）	35人	35人	35人
共同生活介護（ケアホーム）			
施設入所支援	59人	56人	53人
相談支援（月あたり）			
計画相談支援	6人	19人	27人
地域相談支援（地域移行支援）	1人	1人	1人
地域相談支援（地域定着支援）	1人	1人	1人

## 2) 指定障がい福祉サービスの必要量確保の方策

### (1) 訪問系指定障がい福祉サービス

必要量の確保については、利用者自らが事業者を選択できるように指定障がい福祉サービスを行う事業者の整備に努めていきます。

退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行により、障がいのある方が単身で生活を始める例がこれまで以上に増え、居宅介護の需要も増えることが予想されます。退院・退所後の生活が円滑にできるように、必要量の確保と同時に障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。

### (2) 日中活動系指定障がい福祉サービス

日中活動系のサービスは、利用者が、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。そのため、サービス提供体制については、事業者のサービス提供体制やサービス需要の動向の把握に努めます。

サービス提供体制を充実するために、関係機関の連携を強め、情報の共有化を図ります。

### (3) 居住系指定障がい福祉サービス

入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の計画的な推進が必要となり、事業所の立地動向の把握や誘導に努め、適切なサービス量を見込みます。

福祉施設から地域生活へ移行する人数（平成26年度までに3名程度）及び居宅からグループホームやケアホームに移行する人数（平成26年度までに5名程度）、退院可能な精神障がい者（平成26年度までに1名程度）が見込まれるため、民間活力を利用したグループホームやケアホームの設置を促進します。

## 2

## 地域生活支援事業

## 1) 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の必要量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

## 相談支援事業の必要量見込み

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
(1)相談支援事業			
障がい者相談支援事業	1	1	1
相談支援機能強化事業（実施の有無）	有	有	有

## 成年後見制度利用支援事業の必要量見込み

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み者数 (人)	実施見込み者数 (人)	実施見込み者数 (人)
(2)成年後見制度利用支援事業	1	1	1

## コミュニケーション支援事業の必要量見込み

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実利用見込み者数 (人)	実利用見込み者数 (人)	実利用見込み者数 (人)
(3)コミュニケーション支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	2	3	3

日常生活用具給付事業の必要量見込み（年間延べ給付件数）

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)
(4)日常生活用具給付事業			
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	15	15	15
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	3	3	3
排せつ管理支援用具	348	360	372
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1

- 介護・訓練支援用具～特殊寝台、特殊マット等
- 自立生活支援用具～入浴補助用具、杖等
- 在宅療養等支援用具～ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機等
- 情報・意思疎通支援用具～視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、聴覚障がい者用受信装置等
- 排せつ管理支援用具～ストマ用装具（蓄便・尿袋）等

移動支援事業の必要量見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(5)移動支援事業	実施見込み箇所数 (か所)	10	10	10
	月間利用見込み者数 (人)	30	32	34
	月間延利用見込み時間数 (時間)	534	566	598

地域活動支援センター事業の必要量見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(6) 地域活動支援センター事業	実施見込み箇所数 (か所)	2	2	2
	利用見込み者数 (人)	17	17	17

独自事業の必要量見込み

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(7) 日中一時支援事業	実施見込み箇所数 (か所)	8	8	8
	月間登録見込み者数 (人)	13	15	17
	月間利用見込み時間数 (時間)	141	163	185

## 2) 地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として、民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能にさせるため、研修事業の実施や事業者間の連絡調整・情報共有を図っていきます。

具体的には、事業ごとに次のことに留意して進めます。

### (1) 相談支援事業

福祉・医療・保健等との緊密な連携による相談窓口のネットワークを構築し、身近なところで相談できるサービス提供体制の構築のため、相談支援事業として、北海道から指定を受けた相談支援事業者が障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。当別町では、NPO法人ゆうゆう「ななかまど」に委託をし、当事者・家族・支援者など地域住民を中心として関係者がきちんと関わる



相談支援事業を実施します。

基幹相談支援センターについて設置に向けて検討を進めます。住宅入居等支援事業についても、NPO法人ゆうゆう「ななかまど」の機能を強化しながら検討していきます。

また、障がいサービス係に専門的資格を持つ社会福祉士・精神保健福祉士などを配置し、相談支援事業機能強化事業を実施します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用促進、制度の周知など必要とされる具体的な対策について当別町障がい者地域自立支援協議会と連携して検討を深めます。

(3) コミュニケーション支援事業

手話通訳者等の養成及び派遣事業について当別町障がい者地域自立支援協議会で協議し、当別町の実情にあった事業を検証し、有効なサービス提供に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

従来 of 制度を利用していた方のサービスが低下しないよう、それぞれの障がいの特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。

(5) 移動支援事業

要望の多い移動支援事業の利用者数・利用時間の必要量の確保のため、委託事業にて移動支援事業を実施します。

(6) 地域活動支援センター事業

地域の実情やニーズに対応して、地域活動支援センター事業のより充実化に努めます。

就労移行支援や就労継続支援を実施する施設などとの役割分担を検証し、就労に向けての活動だけに限定しない、自己選択・自己決定の力を身につけ、自己実現を体験できる日中活動の場として実施します。

地域活動支援センター強化事業の実施については、実施事業者との協議を行ない、利用者に有効な強化事業の実践により社会参加の実現を目指します。

(7) 独自事業

日中一時支援事業については、引き続き委託事業で事業を実施します。

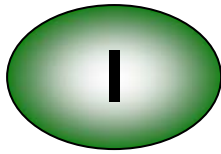
日中一時支援事業の推進については、障がい福祉サービス事業、デイサービス事業、タイムケア事業等の他事業とのバランスを考慮し、利用者に有効な事業形態を啓蒙し、さらに推進していきます。

当別町身体障がい者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施します。



# 資料編





## 当別町障がい福祉基本計画策定の経過

平成 23 年 4 月 27 日 平成 23 年度第 1 回自立支援協議会（全体会）

協議事項：当別町の福祉の未来を想像しよう

平成 23 年 5 月 12 日 平成 23 年度第 1 回作成委員会

協議事項：アンケート調査の実施について

平成 23 年 5 月 31 日～6 月 14 日 アンケートの実施

平成 23 年 7 月 5 日～15 日 関係団体ヒアリングの実施（対象団体 28 団体）

平成 23 年 7 月 22 日 平成 23 年度第 2 回自立支援協議会（全体会）

協議事項：今の当別の福祉をふりかえり、これからの当別町を考えよう！Part 1

平成 23 年 8 月 23 日 平成 23 年度第 2 回作成委員会

協議事項：アンケート・関係団体ヒアリング・自立支援協議会の結果について

平成 23 年 9 月 1 日 平成 23 年度第 3 回自立支援協議会（全体会）

協議事項：今の当別の福祉をふりかえり、これからの当別町を考えよう！Part 2

平成 23 年 11 月 22 日 平成 23 年度第 3 回作成委員会

協議事項：当別町障がい福祉基本計画の策定について

平成 23 年 12 月 21 日 平成 23 年度第 4 回自立支援協議会（全体会）

協議事項：「障がい福祉基本計画に意見を反映させよう！！」

平成 24 年 2 月 8 日 平成 23 年度第 4 回作成委員会

協議事項：当別町障がい福祉基本計画の策定について

平成 24 年 2 月 13 日～29 日 パブリックコメントの実施

平成 24 年 2 月 28 日 平成 23 年度第 5 回自立支援協議会（全体会）

協議事項：「計画素案をチェックしてみよう！！」

平成 24 年 3 月 14 日 平成 23 年度第 5 回作成委員会

協議事項：当別町障がい福祉基本計画[最終案]について

## (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく当別町障がい福祉基本計画(以下「計画」という。)を作成し、計画の推進を図るため、当別町障がい福祉基本計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の作成及び推進に関すること。
- (2) 関係計画との調和及び整合性に関すること。
- (3) その他計画に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 当別町障がい者地域自立支援協議会から推薦され選出した者 9人以内
- (2) 公募により選出した者 1人

## (任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

## (補則)

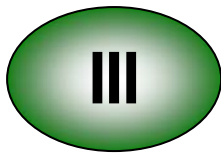
第8条 この訓令に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成18年6月27日から施行する。

## 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。



## 当別町障がい福祉基本計画作成委員会委員名簿

(任期：平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

役職	氏 名	地域生活支援グループ区分
		所属団体名
委員長	向谷地 生 良	知的障がい支援グループ
		北海道医療大学
副委員長	三 浦 勇 吉	身体障がい支援グループ
		身体障害者福祉協会当別分会
委員	目 黒 久美子	コミュニケーション支援グループ
		ぼてと手話サークル
委員	横 山 薫	地域活動支援（就労支援）グループ
		NPO 法人まちの森（地域活動支援センター）
委員	五十嵐 潔	高齢者支援グループ
		介護者と共に歩む会
委員	貞 安 静	精神障がい支援グループ
		精神保健福祉ボランティアの会 ばればれ倶楽部
委員	石 川 清 美	児童・発達障がい支援グループ
		萌木の会
委員	加 我 雅 子	医療支援グループ
		勤医協訪問看護ステーションとうべつ
委員	中 梶 慎太郎	相談支援グループ
		NPO 法人ゆうゆう
委員	渡 辺 詠 子	
		一般公募

## 当別町障がい福祉基本計画

障がい者基本計画(第3次・平成24年度～29年度)

障がい福祉計画(第3期・平成24年度～26年度)

平成24年3月発行

編集 : 当別町福祉部福祉課

〒061-0234 石狩郡当別町西町32番地2

当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内

電話 : 0133-25-2665

FAX : 0133-25-5018